

鹿嶋市地域防災計画

危険物等対策計画編

令和5年 月

鹿嶋市防災会議

鹿嶋市地域防災計画 危険物等対策計画編 目次

第1章 総 則

第1節 地域防災計画の目的及び構成	危険物等	1-1	1-1
1. 計画の目的	危険物等	1-1	1-1
2. 計画の構成	危険物等	1-1	1-1
3. 用語の定義	危険物等	1-1	1-1
4. 基本方針	危険物等	1-1	2
5. 特別防災区域の状況	危険物等	1-1	2
6. 修正	危険物等	1-1	10
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	危険物等	1-2	11
1. 鹿嶋市	危険物等	1-2	11
2. 茨城県	危険物等	1-2	11
3. 特定地方行政機関	危険物等	1-2	11
4. 自衛隊	危険物等	1-2	12
5. 茨城県警察本部	危険物等	1-2	13
6. 鹿島地方事務組合消防本部	危険物等	1-2	13
7. 特定事業者	危険物等	1-2	13
8. 防災協議会	危険物等	1-2	13

第2章 危険物等災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織の整備	危険物等	2-1	15
1. 防災組織の整備	危険物等	2-1	15
2. 茨城県石油コンビナート等防災本部	危険物等	2-1	15
3. 茨城県石油コンビナート等現地防災本部	危険物等	2-1	17
4. 県及び特別防災区域所在市(鹿嶋市・神栖市)	危険物等	2-1	17
5. 特定事業所の防災組織	危険物等	2-1	17
6. 相互応援体制	危険物等	2-1	18
第2節 災害想定	危険物等	2-2	20
1. 災害想定の基本的事項	危険物等	2-2	20
2. 災害想定のとめ	危険物等	2-2	21
第3節 危険物等災害予防計画	危険物等	2-3	24
1. 平常時の災害予防対策	危険物等	2-3	24
2. 危険物等関係施設の安全性の確保	危険物等	2-3	24
3. 災害応急対策, 災害復旧への備え	危険物等	2-3	24
4. 防災知識の普及, 市民の訓練	危険物等	2-3	26

第4節 港湾災害予防対策	危険物等	2-4-27-
1. 鹿島海上保安署	危険物等	2-4-27-
2. 茨城県(港湾管理者)	危険物等	2-4-27-
3. 鹿島地方事務組合消防本部	危険物等	2-4-27-
4. 特定事業者	危険物等	2-4-27-
5. 鹿島港災害対策協議会	危険物等	2-4-28-
第5節 航空機事故による災害予防対策	危険物等	2-5-29-
1. 航空安全確保に関する規制措置	危険物等	2-5-29-
2. 防災関係機関の措置	危険物等	2-5-29-
第6節 気象予警報等の収集伝達	危険物等	2-6-32-
1. 茨城県	危険物等	2-6-32-
2. 東日本電信電話株式会社	危険物等	2-6-32-
3. 茨城県警察本部	危険物等	2-6-32-
4. 鹿島海上保安署	危険物等	2-6-32-
5. 鹿嶋市・神栖市	危険物等	2-6-32-
6. 鹿島地方事務組合消防本部	危険物等	2-6-32-
7. 日本放送協会等	危険物等	2-6-32-
第7節 防災資機材等の整備	危険物等	2-7-33-
1. 防災関係機関	危険物等	2-7-33-
2. 特定事業者	危険物等	2-7-33-
3. 防災相互通信用無線局の整備	危険物等	2-7-33-
第8節 防災教育及び防災訓練の実施	危険物等	2-8-34-
1. 防災教育	危険物等	2-8-34-
2. 防災訓練	危険物等	2-8-35-
第9節 防災に関する調査研究	危険物等	2-9-36-
1. 実態調査	危険物等	2-9-36-
2. 防災上の調査研究	危険物等	2-9-36-

第3章 危険物等災害応急対策計画

第1節 動員計画	危険物等	3-1-37-
第2節 災害情報対策	危険物等	3-2-40-
1. 異常現象の通報	危険物等	3-2-40-
2. 災害情報の収集・伝達	危険物等	3-2-44-
3. 防災関係機関等による災害応急措置の概要等の報告	危険物等	3-2-44-
4. 防災関係機関等の連絡窓口	危険物等	3-2-44-
第3節 通信対策	危険物等	3-3-49-
1. 非常緊急電話の利用	危険物等	3-3-49-
2. 無線局の利用	危険物等	3-3-49-
第4節 広報対策	危険物等	3-4-50-

1. 実施機関	危険物等	3-4	-50-
2. 広報の内容	危険物等	3-4	-50-
3. 広報の方法及び防災関係機関等の措置	危険物等	3-4	-50-
第5節 避難対策	危険物等	3-5	-52-
1. 実施機関	危険物等	3-5	-52-
2. 避難の勧告又は指示	危険物等	3-5	-52-
3. 避難誘導	危険物等	3-5	-53-
4. 避難場所の管理	危険物等	3-5	-53-
5. 避難場所及び大気環境測定地点	危険物等	3-5	-53-
第6節 救急搬送対策	危険物等	3-6	-57-
1. 救急情報の連絡	危険物等	3-6	-57-
2. 救急出動体制	危険物等	3-6	-57-
第7節 医療救護対策	危険物等	3-7	-59-
1. 実施機関	危険物等	3-7	-59-
2. 実施機関の措置	危険物等	3-7	-59-
第8節 公害防止対策	危険物等	3-8	-60-
1. 実施機関	危険物等	3-8	-60-
2. 実施機関の措置	危険物等	3-8	-60-
第9節 防災資機材等調達対策	危険物等	3-9	-61-
1. 実施機関	危険物等	3-9	-61-
2. 調達先	危険物等	3-9	-61-
3. 調達方法	危険物等	3-9	-61-
第10節 災害警備対策	危険物等	3-10	-63-
1. 実施機関	危険物等	3-10	-63-
2. 実施機関の措置	危険物等	3-10	-63-
3. 警戒区域の設定基準	危険物等	3-10	-63-
第11節 自衛隊の災害派遣要請	危険物等	3-11	-64-

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 災害復旧・復旧計画	危険物等	4-1	-65-
1. 災害復旧事業実施体制	危険物等	4-1	-65-
2. 公共施設別災害復旧対策	危険物等	4-1	-65-
3. 復興計画の作成	危険物等	4-1	-66-

第5章 原子力災害対策計画

第1節 計画の目的	危険物等	5-1	-67-
第2節 計画の性格	危険物等	5-2	-68-
1. 鹿嶋市における原子力災害対策の基本となる計画	危険物等	5-2	-68-

2. 鹿嶋市地域防災計画における他の災害対策との関係	危険物等	5-2	68-
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	危険物等	5-3	69-
1. その他の市町村(鹿嶋市)	危険物等	5-3	69-
2. 茨城県	危険物等	5-3	69-
3. 茨城県教育委員会	危険物等	5-3	69-
4. 茨城県警察本部	危険物等	5-3	69-
5. 所在・関係周辺市町村	危険物等	5-3	69-
6. 所在・関係周辺市町村教育委員会	危険物等	5-3	70-
7. 指定地方行政機関	危険物等	5-3	70-
8. 自衛隊	危険物等	5-3	72-
9. 指定公共機関	危険物等	5-3	72-
10. 指定地方公共機関	危険物等	5-3	73-
11. 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	危険物等	5-3	73-
第4節 計画の対象となる範囲及び対応	危険物等	5-4	75-
1. 原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村等の範囲	危険物等	5-4	75-
2. 計画における対応	危険物等	5-4	77-
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	危険物等	5-5	78-
第6節 国・県・市町村等の連携	危険物等	5-6	79-
1. 茨城県原子力防災連絡協議会の活用	危険物等	5-6	79-
2. オフサイトセンターの整備、管理	危険物等	5-6	79-
第7節 情報伝達・広報体制の確立	危険物等	5-7	81-
1. 情報伝達・市民広報の手段の整備	危険物等	5-7	81-
2. 市民等への的確な情報伝達体制の整備	危険物等	5-7	81-
第8節 緊急時モニタリングの整備	危険物等	5-8	82-
1. 緊急時モニタリング体制の確立への協力	危険物等	5-8	82-
2. 緊急時モニタリング計画等の作成への協力	危険物等	5-8	82-
3. 警戒段階のモニタリングの体制	危険物等	5-8	82-
第9節 市民に対する防災知識の普及	危険物等	5-9	83-
第10節 事故発生時における連絡及び初動対応	危険物等	5-10	84-
1. 事故発生時の通報連絡	危険物等	5-10	84-
2. 事故発生時の広報	危険物等	5-10	84-
3. 防災関係機関相互の連携	危険物等	5-10	85-
4. 通信連絡の方法	危険物等	5-10	85-
5. 活動体制	危険物等	5-10	85-
6. 初動体制	危険物等	5-10	85-
第11節 広報	危険物等	5-11	87-
1. 広報の基本方針	危険物等	5-11	87-
2. 所在・関係周辺市町村の行う広報	危険物等	5-11	87-
3. 事故の各段階に応じた広報	危険物等	5-11	87-
第12節 飲食物等に関する措置	危険物等	5-12	89-
1. 暫定飲食物摂取制限	危険物等	5-12	89-

2. 飲食物等の摂取制限	危険物等	5-12	-89-
第13節 被害状況の調査等	危険物等	5-13	-90-
1. 市民の登録	危険物等	5-13	-90-
2. 被害調査	危険物等	5-13	-90-
3. 汚染状況図の作成等	危険物等	5-13	-90-
4. 被災者の生活の支援	危険物等	5-13	-90-
第14節 市民等の健康影響調査等の実施	危険物等	5-14	-91-
1. 健康影響調査・健康相談	危険物等	5-14	-91-
2. 飲料水・食品の安全確認	危険物等	5-14	-91-
3. 物価の監視	危険物等	5-14	-91-

第1章 総則

第1節 地域防災計画の目的及び構成

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「鹿嶋市地域防災計画」の「危険物等対策計画編」として、鹿嶋市防災会議が策定する計画であり、鹿嶋市の地域に及ぼす可能性のある危険物や原子力発電所による災害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

この計画では、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、鹿嶋市内の災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、必要な体制を確立するとともに、茨城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な防災対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を危険物等の災害から保護し、被害を軽減して、郷土の保全と市民福祉の確保を期することを目的とする。

また、この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第31条第1項の規定に基づき、特別防災区域及び「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、これらの災害の未然及び防止拡大に関する基本的事項を定めたものであり、国、地方公共団体、公共機関及び事業所（以下「防災関係機関等」という。）の責務を明確にするとともに、それぞれの全機能を総合的に発揮して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2. 計画の構成

「鹿嶋市地域防災計画」は、この「危険物等災害対策計画編」のほか、「地震災害対策計画編」、「津波災害対策計画編」、「風水害等対策計画編」及び「資料編」を合わせた5編で構成する。

また、この計画は、鹿嶋市及び防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な実施計画を定め、その推進を図るものとする。

さらに、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、危険物等の災害に対する備えを促すものとする。

本計画の構成は、第2章から第4章までの危険物等対策計画、第5章の原子力災害対策計画からなる。なお、危険物等対策計画は、「茨城県石油コンビナート等防災計画（令和5年2月 茨城県石油コンビナート等防災本部）」をもとに作成したものである。

3. 用語の定義

この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 法 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。
- (2) 特別防災区域 法第2条第2号に規定する鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域をいう。
- (3) 特定事業所 法第2条第4号及び第5号に規定する第一種事業所及び第二種事業所をいう。
- (4) 特定事業者 特定事業所を設置している者をいう。
- (5) 特定事業所等 特定事業所及び特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。

- (6) 特定事業者等 特定事業所等を設置している者をいう。
- (7) 防災協議会 法第 22 条の規定に基づき設置された鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会をいう。
- (8) 防災計画 法第 31 条第 1 項の規定に基づき作成した茨城県石油コンビナート等防災計画をいう。
- (9) 防災関係機関 法第 27 条第 3 項第 4 号に規定する関係特定地方行政機関，県，関係市，関係消防機関，関係公共機関，公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。
- (10) 防災関係機関等 防災関係機関及び特定事業者等をいう。
- (11) 防災本部 法第 27 条第 1 項の規定に基づき設置された茨城県石油コンビナート等防災本部をいう。
- (12) 現地防災本部 法第 29 条第 1 項の規定に基づき設置される茨城県石油コンビナート等現地防災本部をいう。

4. 基本方針

防災の基本は，災害から市民の生命，身体及び財産を守ることであり，災害発生時においては，市民の安全確保を主眼としてすべての防災活動を実施するものとする。

特定事業者等は，自らの事業所における災害防止について第一次的責務を有することはもとより，その他の特定事業所等の災害防止及び拡大防止についても当該区域を構成する一員として，他の特定事業者等と協力し，相互に一体となって防災上必要な措置を講ずる責務を有する。

防災関係機関等は，特別防災区域における防災対策に関し，一体となって総合的な防災対策の推進を図り，円滑適切な措置を講ずるよう努める。

本市の南東部には「鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域」があり，多くの危険物施設が立地している。当該地区については，「茨城県石油コンビナート等防災計画」（茨城県石油コンビナート等防災本部，令和 5 年 2 月）が策定されており，防災組織や災害想定に基づく予防対策についても定められている。したがって，区域外の本市域に災害の波及がないよう，これらの組織との連携，対策との整合を図るものとする。

なお，この計画に定めのない事項は，鹿嶋市地域防災計画を準用し，必要な対策を実施する。

5. 特別防災区域の状況

(1) 特別防災区域

法第 2 条第 2 号の規定に基づき，茨城県内で特別防災区域として指定された区域は，次のとおりである（図 1.1.1 参照）。

なお，特別防災区域は，港湾により 3 地区に分かれるため，便宜上，それぞれを高松地区，東部地区，西部地区と称している。このうち，高松地区は概ね鹿嶋市に該当する。

①特別防災区域の名称

鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域

②特別防災区域の指定

「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和 51 年政令第 192 号)に基づき，昭和 51 年 7 月 14 日指定

③特別防災区域（高松地区）の範囲

特別防災区域（高松地区）の範囲は以下に示すとおりである。

【高松地区】

ア 茨城県鹿嶋市大字国末字北浜山，字南浜山及び字海岸砂地，大字泉川字北浜山，字南

浜山，字浜屋敷及び字沢東，大字新浜並びに大字粟生字海岸，大字光字光 2 番地から 4 番地まで並びに大字粟生字東山 2614 番地及び 2864 番地並びに字浜 2865 番地の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

イ 茨城県神栖市光の区域及び当該区域に介在する道路の区域

(2) 防災上からみた特別防災区域の状況

令和 5 年 1 月 1 日現在，特別防災区域における特定事業所は，第 1 種が 14 事業所（うちレイアウト第 1 種^{※1}が 11 事業所），第 2 種が 18 事業所，計 32 事業所であり，このうち高松地区の特定事業所の一覧は次のとおりである。

○高松地区

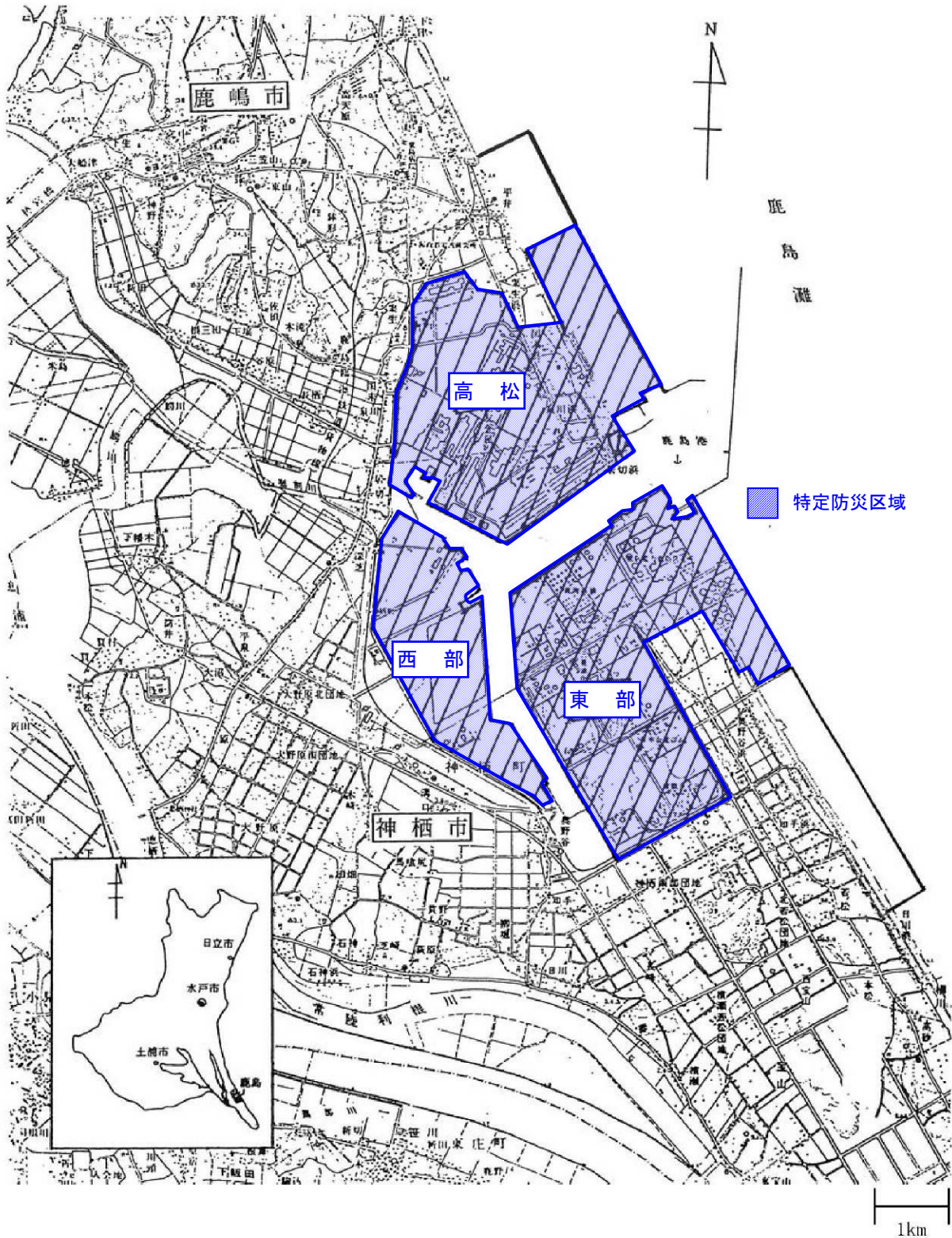
番号	区分	事業所名	所在地
1	1 種（レ）	日本製鉄（株）東日本製鉄所鹿島地区	鹿嶋市光 3 番地

(注)

※1 第 1 種事業所：特定防災区域内で石油の貯蔵取扱量・高圧ガス処理量が政令で定める量以上の事業所

レイアウト事業所：第 1 種事業所であって石油貯蔵所等を設置し，かつ，高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の許可に係る事業所

図 1.1.1 特別防災区域



(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画，令和5年2月)

図 1.1.2 特定事業所配置図

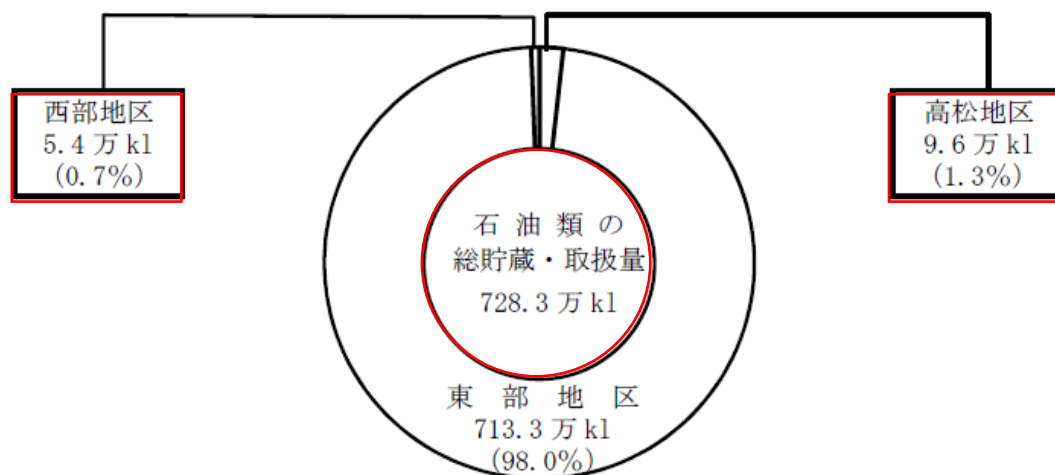


(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画，令和5年2月)

(3) 危険物等の状況

令和4年4月1日現在、特別防災区域における石油類の貯蔵・取扱量は728.3万kl、高压ガスの処理量は78,198万Nm³/日に達している。

図 1.1.3 石油の地区別貯蔵・取扱量(令和4年4月1日現在)

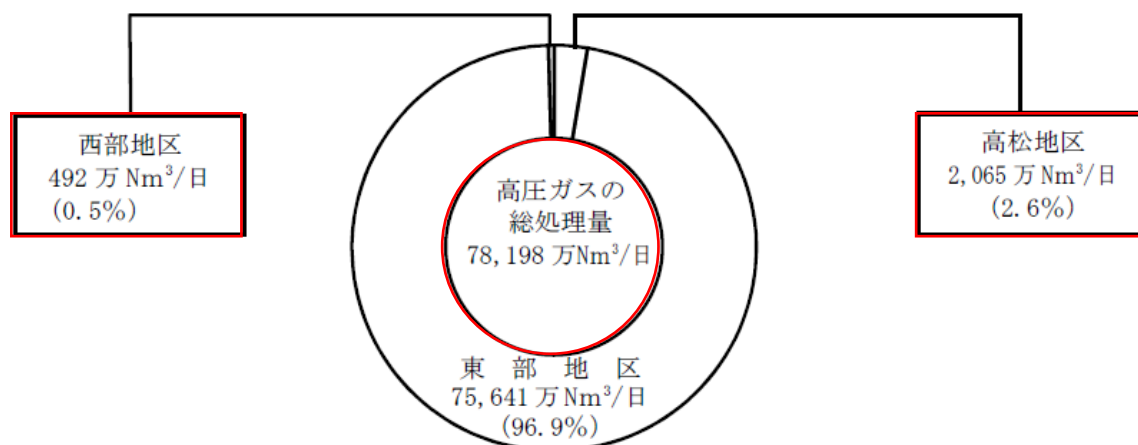


(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画, 令和5年2月)

屋外タンク貯蔵所(第4類石油類)は、16万kl原油タンクをはじめとして1万kl以上のもの87基、1万kl未満のもの838基、合計925基、また、高压ガス貯槽は、3万トンのブタンの貯槽をはじめとして5千トン以上のもの18基、5千トン未満のもの168基、合計186基が設置されている。

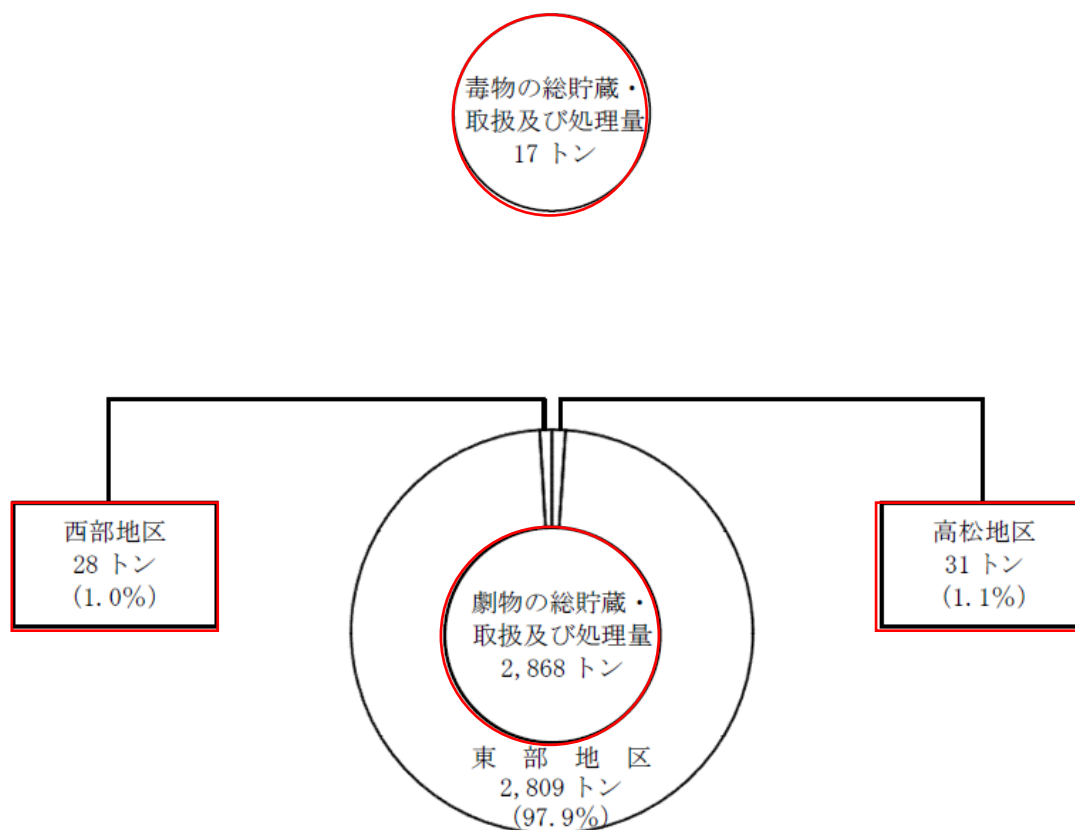
特に東部地区は、石油類の貯蔵取扱量及び高压ガスの処理量のいずれも大部分を占めており、防災対策上最も重要な地区である。

図 1.1.4 高压ガスの地区別処理量(令和4年4月1日現在)



(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画, 令和5年2月)

図 1.1.5 毒物劇物（石災法）の地区別貯蔵取扱及び処理量(令和4年4月1日現在)



(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画，令和5年2月)

表 1.1.1 容量別屋外タンク貯蔵所（第4類石油類）(令和4年4月1日現在)

区分	1,000kl 未満	1,000kl 以上1万kl 未満	1万kl 以上 5万kl 未満	5万kl 以上 10万kl 未満	10万kl 以上	計
設置数 (基)	698	95	52	19	16	880

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画，令和5年2月)

表 1.1.2 容量別高压ガス貯槽(令和4年4月1日現在)

区分	100 t 未満	100 t 以上 500 t 未満	500 t 以上 1,000 t 未満	1,000 t 以上 5,000 t 未満	5,000 t 以上	計
設置数 (基)	67	28	14	58	18	185

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画，令和5年2月)

(4) 周辺地域との関係

鹿島地区は、昭和 38 年 7 月工業整備特別地域の指定を受け、石油、鉄鋼業等の重化学工業を中心とした大規模臨海工業地帯の開発が進められてきたが、企業の操業に伴う公害や災害を未然に防止するため、総合的、科学的な事前調査及び製造工場等建設計画の事前審査等が実施され、工業地区と住居地区の分離、工場の適正配置及び緩衝緑地の設置など土地の適正利用が図られてきた。

今後は、さらに法の規定に基づき、危険物施設等の設置に係る個別法による許可以前に、それらのレイアウトに関する規制を行い、地域の安全確保を期するものとする。

本市の特別防災区域に立地している特定事業所は、新日鐵住金株式会社^(※)鹿島製鐵所（鹿島共同火力（株）を含む。）だけであり、当該事業所の敷地及び危険物施設等から最も近い一般住居までの距離は次のとおりである。

表 1.1.3 事業所の敷地及び危険施設等から一般住居までの距離

事業所	危険物施設等	一般住居までの距離 (m)
日本製鉄株式会社 東日本製鉄所鹿島地区	敷地境界	約 20
	高炉	2,000
	3.3 万 k1 重油タンク	1,460
	LPG タンク	2,060

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画（資料編），令和 5 年 2 月)

図 1.1.5 高松地区施設配置図



(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画(資料編)，令和5年2月)

6. 修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、防災対策の確立に万全を期するものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

危険物等の災害防止に関し、鹿嶋市、茨城県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1. 鹿嶋市

- (1) 現地対策本部の事務
- (2) 災害情報の収集、伝達及び災害広報の実施
- (3) 市民の避難措置
- (4) 被災者の救出及び救護
- (5) 災害時における保健衛生、文教及び公害防止対策
- (6) 緑地等の整備及び保全
- (7) 市の管理に関する施設の災害復旧
- (8) その他必要な応急対策等の実施

2. 茨城県

- (1) 防災本部の運営
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備
- (3) 防災情報の収集、伝達及び災害原因、被害状況等の調査
- (4) 災害広報
- (5) 現地防災本部の設置
- (6) 県管理国県道の交通安全確保
- (7) 消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄、調達及びあっせん
- (8) 自衛隊の災害派遣要請
- (9) 災害応急措置の概要等の報告
- (10) 特定事業所の防災に関する指導
- (11) 危険物、高圧ガス、毒物劇物施設等の保安に関する指導、監督及び立入検査
- (12) 防災教育訓練の実施及び指導
- (13) 防災に関する調査研究
- (14) 防災緑地等の整備
- (15) 公共施設の災害復旧対策
- (16) 環境汚染に対する監視、指導
- (17) 災害発生時の公害防止対策
- (18) その他必要な応急対策等の実施

3. 特定地方行政機関

関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携
- (3) 管区内防災関係機関との連携

- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- (5) 警察通信の確保及び統制

関東東北産業保安監督部及び関東経済産業局

- (1) 第一種事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
- (2) 特定事業所に対する立入検査
- (3) 電気、ガス等施設及び特定事業所の保安に関する指導、監督及び災害発生時の調査
- (4) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給確保
- (5) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (6) 特定事業所となった者に対する防災のための必要な資金の確保
- (7) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- (8) 被災中小企業の振興

関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所

○国有港湾施設の復旧

鹿島海上保安署

- (1) 海上交通安全の確保
- (2) 海上治安の維持
- (3) 海洋汚染及び海上災害の防止
- (4) 海難救助並びに天災事変等における援助

茨城労働局

○事業所の労働災害防止

関東地方整備局常陸河川国道事務所

- (1) 直轄一般国道の保安確保
 - ①パトロールの実施
 - ②道路情報の収集
 - ③道路の維持修繕
- (2) 直轄一般国道の交通確保
 - ①道路点検
 - ②情報連絡
 - ③道路の応急復旧

4. 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 災害派遣計画の作成
- (3) 茨城県石油コンビナート等防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧
- (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

5. 茨城県警察本部

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助
- (3) 住民の避難誘導
- (4) 広報活動
- (5) 交通規制及び災害現場の警備
- (6) 社会秩序の維持
- (7) 危険物等の保安措置
- (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (9) 他の都道府県警察等に対する援助の要求
- (10) 災害原因の調査研究

6. 鹿島地方事務組合消防本部

- (1) 自衛防災組織等の育成指導
- (2) 防災協議会の育成指導
- (3) 災害情報の収集及び伝達
- (4) 災害原因の調査
- (5) 特定事業所の防災に関する指導
- (6) 危険物施設等の保安に係る指導，監督及び立入検査
- (7) 防災資機材の整備
- (8) 防災組織の整備及び教育訓練
- (9) 消火活動等の実施及び自衛防災組織等に対する指示
- (10) 被災者の救出救護及び傷病者の救急搬送
- (11) 警戒区域の設定

7. 特定事業者

- (1) 自衛防災組織及び共同防災組織の確立
- (2) 防災協議会の設置及び相互応援体制の確立
- (3) 特定防災施設等の整備
- (4) 防災資機材の整備及び点検
- (5) 危険物施設等の自主点検
- (6) 防災教育訓練の実施
- (7) 安全操業の確保及び労働安全の徹底
- (8) 異常現象の通報
- (9) 災害応急措置の実施及びその概要等の報告
- (10) 公害防止対策
- (11) その他災害の発生及び拡大防止のための必要な措置

8. 防災協議会

- (1) 防災に関する自主基準の作成
- (2) 相互応援体制の確立

- (3) 防災教育・訓練の共同実施
- (4) 防災に関する技術の共同研究

第2章 危険物等災害予防計画

第1節 災害対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、鹿嶋市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

1. 防災組織の整備

防災関係機関等は、所掌する防災に関する事務又は業務を迅速・的確に処理することができるよう、常にそれぞれの組織体制の整備を図るとともに、相互に協力して総合的防災体制の確立に努めるものとする。

法に基づき、防災関係機関等に設置が義務付けられ、又は設置するよう努めることとされた防災に関する組織は次のとおりである。

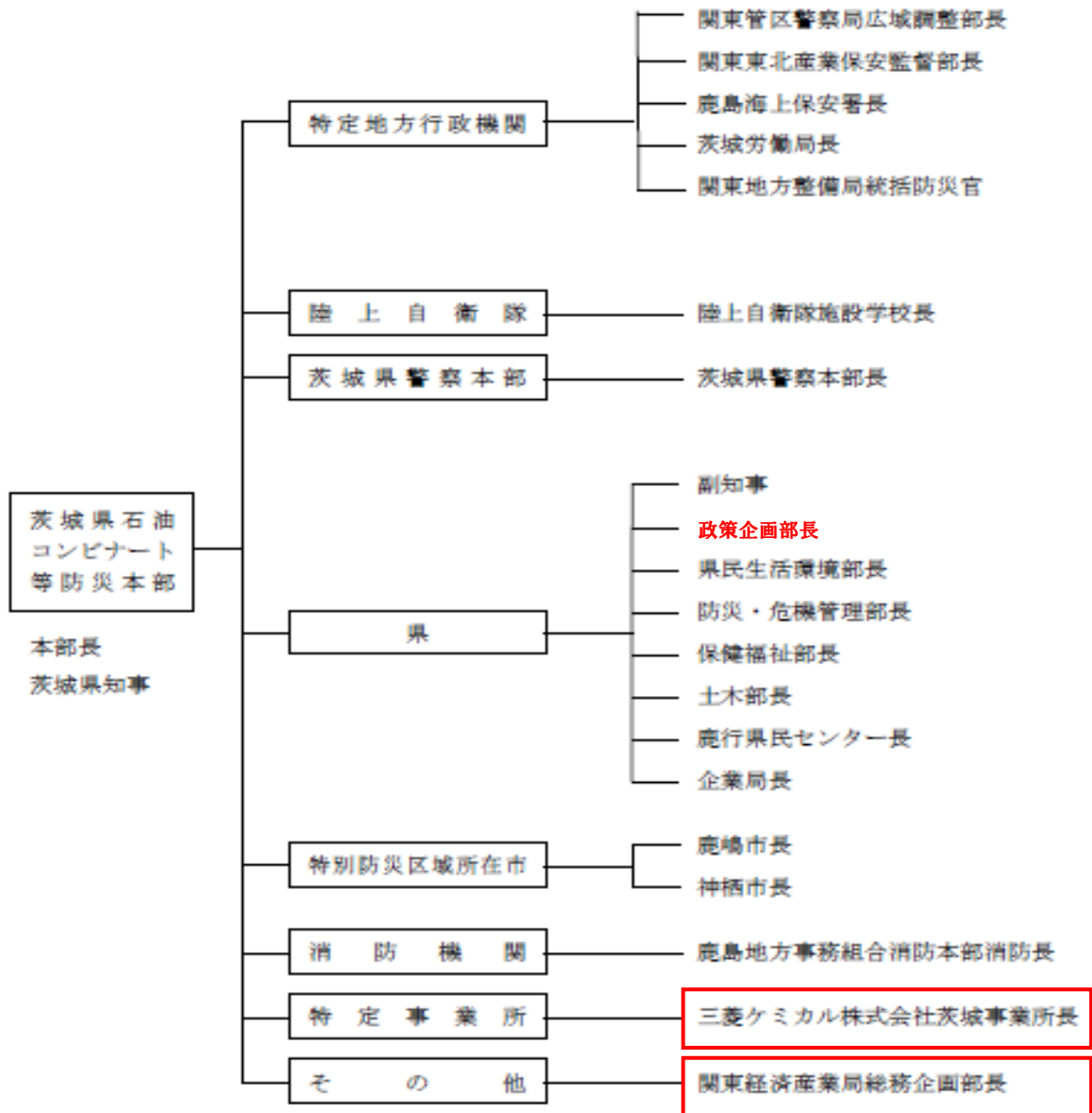
- (1) 防災本部
- (2) 現地防災本部
- (3) 自衛防災組織
- (4) 共同防災組織
- (5) 防災協議会

2. 茨城県石油コンビナート等防災本部

防災本部は、特別防災区域における防災全般をつかさどる総合的防災組織である。組織における事務は次のとおりである。

- ①防災計画の作成及びその実施の推進
- ②防災に関する調査研究の推進
- ③防災に関する情報の収集及び伝達
- ④災害が発生した場合における防災関係機関等が防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
- ⑤現地防災本部に対する災害応急対策の実施に関する必要な指示
- ⑥災害が発生した場合における国の行政機関及び他の都道府県との連絡
- ⑦その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の推進

図 2.1.1 防災本部組織図



(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画，令和5年2月)

3. 茨城県石油コンビナート等現地防災本部

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が特に必要があると認めるときは、関係市役所等適切な箇所に現地防災本部を設置する。

(1) 事務

- ①災害に関する情報の収集及び伝達
- ②災害応急対策及び災害復旧に関する連絡調整
- ③その他本部長から特に指示された事項

(2) 組織

- ①現地本部長は、特別防災区域を管轄する鹿嶋市長又は神栖市長のうちから本部長が指名するものとする。
- ②現地本部員は、災害の規模・態様に応じ本部員のうちから本部長が指名するものとする。

4. 県及び特別防災区域所在市(鹿嶋市・神栖市)

県及び鹿嶋市、神栖市は、特別防災区域に係る防災対策上所掌する事務又は業務を遂行するため、必要な組織を整備し、職員の配置及び事務の分担を明確にしておくものとする。

5. 特定事業所の防災組織

(1) 自衛防災組織

特定事業者は、災害の防止について第一次的責務を有する。このため、法第 16 条の規定に基づき自衛防災組織を整備するとともに、防災管理者及び防災要員を置き、防災資機材等を充実して万全の自衛措置を講ずるものとする。

なお、組織の整備に当たっては、事業所の実態に即して災害想定を行い、指揮命令系統及び任務、活動基準を明確にし、特に夜間、休日等の連絡、活動体制を確立する。

(2) 共同防災組織

特定事業者は、共同防災組織を設置して防災対策を講ずることが有効かつ適切と認めるときは、区域の実情に応じた共同防災組織を設置し、常にその整備強化に努めるものとする。

(3) 広域共同防災組織

2以上の特別防災区域にわたる区域(政令第 22 条別表 3)において、直径が 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを持つ特定事業者は、共同防災組織を設置して防災対策を講ずることが有効かつ適切と認めるときは、区域の事情に応じた広域共同防災組織を設置し、常にその整備強化に努めるものとする。

鹿島臨海地区特別防災区域(該当する特定事業所:日本製鉄株式会社東日本製鉄所鹿島地区、株式会社 J E R A 鹿島火力発電所、三菱ケミカル株式会社茨城事業所、鹿島石油株式会社鹿島製油所及び原油タンク地区)においては、福島県の広野地区、いわき地区の特別防災区域に該当する特定事業所(該当する事業所:株式会社 J E R A 広野火力発電所、小名浜石油株式会社及び常磐共同火力株式会社勿来発電所)とともに平成 20 年 11 月 30 日常磐地区広域共同防災組織を設置した。

(4) 各地区防災協議会等

特別防災区域においては、法第 22 条の規定に基づく鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会(昭和 53 年 1 月 1 日設置、以下「鹿島特災協」という。)が設置されているほか、地区ごとに防災協議会が設置されている。

また、このほか、鹿島港及びその周辺海域における海上災害の防災活動を目的とした鹿島港災害対策協議会(昭和 50 年 1 月 20 日設置、以下「港災協」という。)並びに鹿島臨海地区特別

防災区域及び鹿島港湾における防災体制の確保と災害時の相互連絡体制の強化を図ることを目的とした鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会（昭和 60 年 4 月 18 日設置、以下「鹿島特災無線協」という。）が設置されている。

なお、大規模な流出油災害に対しては、茨城県沿岸排出油等防除協議会（平成 9 年 6 月 26 日設置）を活用し、対策に当たるものとする。

（注）各地区協議会

①名称

- ・高松地区防災協議会（昭和 50 年 8 月 12 日設置。以下「高防協」という。）
- ・鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会（昭和 44 年 12 月 17 日設置。以下「東部保対協」という。）
- ・鹿島西部地区保安対策協議会（昭和 49 年 4 月 1 日設置。以下「西部保対協」という。）

②業務

- ・特別防災区域の災害発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- ・災害発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- ・特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
- ・共同防災訓練の実施

6. 相互応援体制

防災関係機関等は、常に密接な連携を保ち、相互協力に基づく応援体制の確立に努め、災害時における円滑、適切な応急対策を講ずるものとする。

（1）防災関係機関間における相互応援体制

①鹿島海上保安署と鹿島地方事務組合消防本部との相互応援体制

鹿島港港域における船舶火災について消火活動又は火災予防活動を効果的に行うため、協定を締結して相互応援体制を確立するよう努めるものとする（昭和 46 年 3 月協定締結）。

②鹿島地方事務組合消防本部と他市町村等における相互応援体制

鹿島地方事務組合消防本部は、特別防災区域に係る大規模災害に備え、他市町村等と協定を締結して応援要請の体制を確立するよう努めるものとする。

（注）・銚子市と「消防相互応援協定」を締結（昭和 45 年 4 月）。

- ・鹿行広域事務組合消防本部と「消防相互応援協定」を締結（昭和 62 年 7 月）
- ・香取広域市町村事務組合と「消防相互応援協定」を締結（平成 18 年 8 月）。

③市における相互応援体制

鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域を管轄する市は、不測の災害に対処するため、相互応援体制を確立するよう努めるものとする。

（注）鹿島地方事務組合消防本部を構成している旧大野村、旧鹿島町、旧神栖町及び旧波崎町間において「鹿島南部地区広域消防相互応援協定」を締結（昭和 54 年 4 月）。

（2）特定事業所間における相互応援体制

特定事業者等は、事業所間における災害予防及び防災時の応援協力の円滑化を図るため協定を締結し、相互応援体制の強化に努めるものとする。

（注）各地域の現状は次のとおりである。

①高松地区

高防協の構成事業所（15 社）間において「消防防災援助協定」を締結（平成 31 年 4 月）。

②東部地区

東部保対協の構成事業所（23 社）間において「災害時における相互応援協定」を締結（平

成 31 年 4 月)。

③西部地区

西部保対協の構成事業所(35 社)間において「災害時における相互応援協定」を締結(平成 30 年 3 月)。

④三地区の相互応援協定

高松，東部，西部の各地区防災協議会は，災害が発生した場合に協力し被害の軽減を図るため「鹿島臨海工業地帯 3 地区の消防に関する相互応援協定」を締結(平成 7 年 9 月)。

⑤鹿島港

港災協の構成事業所間において「鹿島港海上災害時における相互応援協定」を締結(昭和 50 年 1 月)。

第2節 災害想定

1. 災害想定の基本的事項

特別防災区域内で発生する漏えい，火災，爆発などの災害は，平常時（可燃性物質や毒性物質の貯蔵・処理中）の事故，地震時による被害及び大規模災害による被害に大別される。さらに，地震時による被害については，短周期地震動（強震動及び液状化）による各種施設の被害，長周期地震動によるスロッシング被害，津波による浸水被害に分けられる。

茨城県では，このような災害について，十勝沖地震，東日本大震災及び近年全国において発生した災害等を踏まえて改訂された「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成 25 年 3 月，消防庁特殊災害室改訂。以下「消防庁指針」という。）に示された手法に基づき，平成 26 年度，特別防災区域内における防災アセスメント調査を実施している。

（1）対象とする災害

- ①平常時の事故
- ②地震による被害
 - ア 短周期地震動による被害
 - イ 長周期地震動による被害
 - ウ 津波による被害
- ③ 大規模災害

（2）対象地区

- ①高松地区
- ②東部地区
- ③西部地区

（3）対象施設

対象地区内に所在する以下の施設とした。

- ①危険物タンク（屋外タンク貯蔵所）
- ②高圧ガスタンク（可燃性又は毒性ガスタンク）
- ③毒性液体タンク
- ④プラント（危険物製造所，高圧ガス製造設備，高危混在施設，発電設備）
- ⑤海上入出荷施設（タンカー棧橋）
- ⑥パイプライン（導配管）

2. 災害想定のおおめ

高松地区には、危険物タンク、高压ガスタンク、毒性液体タンク、プラント（製造施設及び発電施設）、海上入出荷施設及びパイプラインがある。高松地区における災害想定は以下のとおりである。

（1）平常時の災害想定

高松地区における平常時の災害想定では、毒性液体タンクの毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある。それ以外の災害の影響は、概ね事業所内にとどまる。

高松地区で平常時に想定される災害は次のとおりである。

表 2.1.1 平常時の災害想定（高松地区）

対象施設	災害種別	第1段階		第2段階	
		該当する災害事象	影響範囲	該当する災害事象	影響範囲
危険物タンク （特定タンク・準特定タンク）	流出火災	少量流出（1）、中量流出（4）、防油堤内流出（1）	小	少量流出（3）、中量流出（8）、防油堤内流出（4）	小
	タンク火災	タンク小火災（5）	小	タンク小火災（10）、タンク全面火災（1）	小
危険物タンク （特定外タンク）	流出火災	中量火災（69）、防油堤内流出（2）	※1	防油堤内流出（67）	※1
	タンク火災	タンク小火災（69）	※1	タンク全面火災（2）	※1
高压ガスタンク	爆発	少量流出（9）	小	少量流出（6）、中量流出（15）、大量流出（15）、全量流出（長時間）（9）	小
	フラッシュ火災		小		小
	毒性ガス拡散	少量流出（3）、中量流出（3）、大量流出（3）、全量流出（長時間）（3）	小	全量流出（短時間）（3）	※2
毒性液体タンク	毒性ガス拡散	少量流出（2）、中量流出（2）、大量流出（2）	大	全量流出（長時間）（2）、全量流出（短時間）（2）	大、※2
製造施設	流出火災	少量流出（8）、ユニット内全量流出（8）、大量流出（8）	小	該当なし	—
	爆発	少量流出（4）、ユニット内全量流出（4）、大量流出（4）	小	該当なし	—
	フラッシュ火災		小		—
発電施設	流出火災	少量流出（3）、中量流出（3）	小	該当なし	—
	爆発	少量流出（1）、中量流出（1）	小	該当なし	—
	フラッシュ火災		小		—
海上入出荷施設	流出火災	少量流出（1）	※1	大量流出（1）	※1
	爆発火災	少量流出（1）	※1	大量流出（1）	※1
パイプライン	流出火災	少量流出（10）	※3	中量流出（10）	※3
	爆発	少量流出（1）	※3	中量流出（1）	※3
	フラッシュ火災		※3		※3

注1) 該当する災害事象の括弧内の数値は、施設数を示す。

注2) 影響範囲の凡例は以下のとおり。

- ・大：特別防災区域外（海域を除く。）に及ぶ場合がある。
- ・中：事業所外（海域を除く。）に影響が及ぶ場合があるが、概ね特別防災区域内にとどまる。
- ・小：影響はお概ね事業所内にとどまる。
- ・※1：規模が小さいタンク又は施設数のみの調査（海上入出荷施設）であるため、影響度の算定対象外とした。
- ・※2：全量流出（短時間）については、影響度を算定せずに、全てIレベル（200m以上）とした。
- ・※3：災害の発生箇所が特定できないため、影響範囲が示せない（パイプライン）。
- ・—：該当なし

（出典：茨城県石油コンビナート等防災計画、令和5年2月）

○第1段階の災害：災害発生危険度Bレベル（ 10^{-5} /年程度）以上の災害

→現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害

○第2段階の災害：災害発生危険度Cレベル（ 10^{-6} /年程度）の災害

→発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害

(2) 地震時の災害想定（短周期地震動による被害）

高松地区における地震時の災害想定（短周期地震動による被害）では、毒性液体タンクの毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある。それ以外の災害の影響は、概ね事業所内にとどまる。

高松地区で地震時の災害想定（短周期地震動による被害）は以下のとおりである。

表 2.1.2 地震時の災害想定（短周期地震動による被害）

対象施設	災害種別	第1段階		第2段階	
		該当する災害事象	影響範囲	該当する災害事象	影響範囲
危険物タンク (特定タンク・準特定タンク)	流出火災	少量流出(4), 中量流出(12), 防油堤内流出(2)	小	中量流出(3), 仕切堤内流出(3), 防油堤内流出(10)	小
危険物タンク (特定外タンク)	流出火災	中量火災(69), 防油堤内流出(2)	※1	防油堤内流出(67)	※1
高圧ガスタンク	爆発	少量流出(15), 中量流出(15)	小	全量流出(長時間)(11), 全量流出(短時間)(3)	小, ※2
	フラッシュ火災	大量流出(15)	小		小, ※2
	毒性ガス拡散	少量流出(3), 中量流出(3), 大量流出(3), 全量流出(長時間)(3), 全量流出(短時間)(1)	小, ※2	全量流出(短時間)(2)	※2
毒性液体タンク	毒性ガス拡散	少量流出(2), 中量流出(2), 大量流出(2)	大	全量流出(長時間)(2), 全量流出(短時間)(2)	大, ※2
製造施設	流出火災	少量流出(8), ユニット内全量流出(8), 大量流出(8)	小	該当なし	—
	爆発	少量流出(4), ユニット内全量流出(4), 大量流出(4)	小	該当なし	—
	フラッシュ火災		小		—
発電施設	流出火災	少量流出(3), 中量流出(3)	小	該当なし	—
	爆発	少量流出(1), 中量流出(1)	小	該当なし	—
	フラッシュ火災		小		—
海上入出荷施設	流出火災	少量流出(1)	※1	大量流出(1)	※1
	爆発火災	少量流出(1)	※1	大量流出(1)	※1

注1) 該当する災害事象の括弧内の数値は、施設数を示す。

注2) 影響範囲の凡例は以下のとおり。

- ・大：特別防災区域外（海域を除く。）に及ぶ場合がある。
- ・中：事業所外（海域を除く。）に影響が及ぶ場合があるが、概ね特別防災区域内にとどまる。
- ・小：影響は概ね事業所内にとどまる。
- ・※1：規模が小さいタンク又は施設数のみの調査（海上入出荷施設）であるため、影響度の算定対象外とした。
- ・※2：全量流出（短時間）については、影響度を算定せずに、全てIレベル（200m以上）とした。
- ・—：該当なし

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画，令和5年2月)

(3) 地震時の災害想定（長周期地震動による被害）

相模トラフで発生する海溝型地震の予測波形から求められる速度応答スペクトルを用い、スロッシング最大波高を評価した結果、固定屋根式タンク 176 基については、4 基のタンクにおいて溢流するとされたが、溢流量はいずれも 1m^3 を下回る結果となった。

なお、内部浮き蓋式タンク 17 基については、いずれも溢流が生じない結果となった。

(4) 地震時の災害想定（津波による被害）

①危険物タンクの被害

津波による被害について、高松地区及び西部地区では、35 基いずれも浮き上がり及び滑動の可能性はない結果となったが、タンク付属配管の被害により危険物が流出し、火災が発生するおそれがある。

②高圧ガスタンクの被害

津波による高圧ガスタンクの被害について、高松地区では、15 基いずれも最大浸水深が 3 m 以上となる施設はなかった。

(5) 大規模災害

①ファイヤーボールの放射熱

消防庁の指針値である $11.6\text{kW}/\text{m}^2$ を閾値とした場合に、周囲 2,000m 以上に影響を及ぼすタンクは、高松地区で 10 基中 2 基であった。

②BLEVE 後の蒸気雲爆発による爆風圧

安全限界（95%の確率で大きな影響はない。）である 2.1kPa を閾値とした場合に、周囲 2,000m 以上に影響を及ぼすタンクは、高松地区及び西部地区では、37 基いずれも蒸気雲爆発による爆風圧及び破片の飛散ともに周囲 2,000m 以上に影響を及ぼすタンクはなかった。

③その他

これらの災害のほか、施設の老朽化、施工不良又は管理体制の問題などにより、タンク本体又は配管の大破に起因して、防油堤から海上への石油類の流出又は防油堤火災の延焼拡大が発生するおそれがある。

第3節 危険物等災害予防計画

危険物等による災害は、火災と爆発あるいは有害ガス等の漏えいが同時に起こることが多いが、これは地震等の自然的原因以外に、貯蔵又は取り扱い上の不注意により発生し、大きな被害を起こすおそれがある。

これらの災害を未然に防止するため、事業所は、災害時における被害を最小限にとどめるよう、自主保安体制の確立を図るとともに各施設の防災機能の強化と防災資機材の整備充実を図り、かつ行政機関等の指導を通じて総合的予防対策を講ずるよう努めるものとする。

1. 平常時の災害予防対策

平常時において想定される危険物等による火災、爆発又は石油等の漏えい、流出その他の災害の発生及び拡大を防止するためには、事業所における総合的な安全管理体制を確立することが重要である。国、県、関係市及び関係消防機関は、特定事業者に対して関係法令等の遵守をはじめとする総合的な安全管理体制の推進を指導監督するものとする。

2. 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 保安体制の確立

県及び市は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

消防署は、必要に応じ、立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材を整備、充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(2) 保安教育の実施

県、市及び防災関係機関は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

3. 災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

県、市及び防災関係機関等は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるほか、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備する。

(2) 職員の活動体制の整備

県、市及び防災関係機関等は、それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

県、市及び防災関係機関等は、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平

常時より連携を強化していくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

【県】

- ・ 「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）
- ・ 「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）

【市町村】

- ・ 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・ 「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

【鹿嶋市広域相互応援協定締結自治体】

- ・ 佐賀県鳥栖市、和歌山県海南市、青森県五所川原市

(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

県、市及び防災関係機関等は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努める。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

県及び市は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図る。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

県、市及び防災関係機関等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努める。

(7) 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止の備え

建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

建築物等の倒壊・破損により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

(8) 避難収容活動体制の整備

県及び市は、あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

(9) 防災関係機関等の防災訓練の実施

県、市及び防災関係機関等は、危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 災害復旧への備え

県、市及び防災関係機関等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

4. 防災知識の普及，市民の訓練

県，市及び防災関係機関は，危険物安全週間や防災関連行事等を通じ，市民に対し，その危険性を周知するとともに，災害発生時にとるべき行動，避難場所での行動等防災知識の普及，啓発を図る。

また，防災的見地から防災アセスメントを行い，地域住民，とりわけ高齢者，障害者，外国人，乳幼児等の要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ，地域別防災カルテ，災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し，住民等に配布するとともに，研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

第4節 港湾災害予防対策

鹿島港の特殊性に鑑み、防災関係機関等は、相互に協力し港湾災害の未然防止に努めるものとする。

1. 鹿島海上保安署

海上災害及び海洋汚染に関する防止対策及び関係者の意識高揚を図るため次の施策を行う。

- (1) 船舶に対し港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、その他海事関係法令の励行及び指導取締り
- (2) 岸壁関係者に対し船舶着岸中の安全を確保するために必要な対策及び設備器材の設置又は改良の指導
- (3) 港内工事作業責任者に対し工事作業及び船舶航行の安全を確保するために必要な対策の指導
- (4) 港内関係機関団体と合同で海上防災に関する講習会及び訓練の定期的実施

2. 茨城県(港湾管理者)

油流出に備え、オイルフェンス、油処理剤等を廃油処理場、港湾事務所オイルフェンス格納庫、南公共埠頭オイルフェンス格納庫等に備蓄するとともに監督船「しおかぜ」1隻を配備し、港湾災害の未然防止に努める。

3. 鹿島地方事務組合消防本部

- (1) 災害に対処するため鹿島港消防署を設置し、化学車、消防艇、消火薬剤等の特殊装備を充実し、水陸両面からの予防体制を強化する。
- (2) 高潮、津波等による水害発生を考慮し、関係市とともに水防用資機材等の備蓄に努める。
- (3) 事業者については、相互協力体制の確立並びに備蓄資機材等の性能維持及び取り扱いを積極的に指導する。
- (4) 埠頭施設における予防の万全を期するため、消防水利、消防設備、電気・ガス等の施設の設置及び係留船舶のうち危険物等を積載する船舶に対して指導、取締りを行う。

4. 特定事業者

- (1) 着積船舶からの油流出防止
 - ①タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに、監視体制を強化し、油流出災害の防止に努める。
 - ②危険物を積載した巨大船の着積に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視するとともに流出油の早期発見、早期処理に努める。
- (2) 着積船舶の火災爆発防止
危険物積載船舶の荷役及び停泊については、鹿島港長の監督、指導等に基づき許可を受け、また、危険物等施設を有する岸壁を初めて使用する場合、又は使用基準に変更がある場合は、あらかじめ港長の承認を得る等、災害発生の防止に努める。
- (3) 入出港船舶の衝突による油又は危険物の流出と火災爆発防止
一般船舶及び危険物積載船舶の入出港に際し、航行時の見張りを確実に励行し、特に港内での衝突による油又は危険物の流出事故の発生を防止するよう関係船舶への要請に努める。

5. 鹿島港災害対策協議会

船舶火災及び流出油等の大規模海上災害の未然防止と被害の拡大を防止するため次の業務を行う。

- (1) 防災計画の策定
- (2) 防災に必要な施設・器材の整備及び備蓄
- (3) 防災に関する技術的事項の調査及び研究
- (4) 防災に関する研修及び訓練
- (5) 災害時における応援体制の整備
- (6) その他防災に必要な事項

第5節 航空機事故による災害予防対策

防災関係機関は、航空機の墜落事故等により発生するおそれのある特別防災区域に係る災害の防止対策に努めるものとする。

1. 航空安全確保に関する規制措置

特別防災区域及び鹿島港内港での離着陸(水)及び上空の飛行については、航空法の規定により、次の規制措置が講じられている。

- (1) 離着陸(水)の禁止
- (2) 最低安全高度(当該航空機を中心として水平距離 600m の範囲内の最も高い障害物の上端から 300m の高度)以下の飛行の禁止
- (3) 上記(1)、(2)の措置は、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 81 条の 2 (捜索又は救助のための特例)、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 107 条の規定に基づく航空機以外の全ての航空機について適用する。

2. 防災関係機関の措置

(1) 国土交通省東京航空局百里空港事務所

- ① 規制措置について、各航空会社、自衛隊、在日米軍及びその他の関係機関に対し、周知徹底を図るとともに、同措置の実施に関する技術的指導を行う。
- ② 規制措置の実施状況を調査し、同措置に違反した場合、又は県及び関係市から通報により違反事項を確認した場合は、直ちに関係機関に対し通報し、規制措置の厳守を指導する。

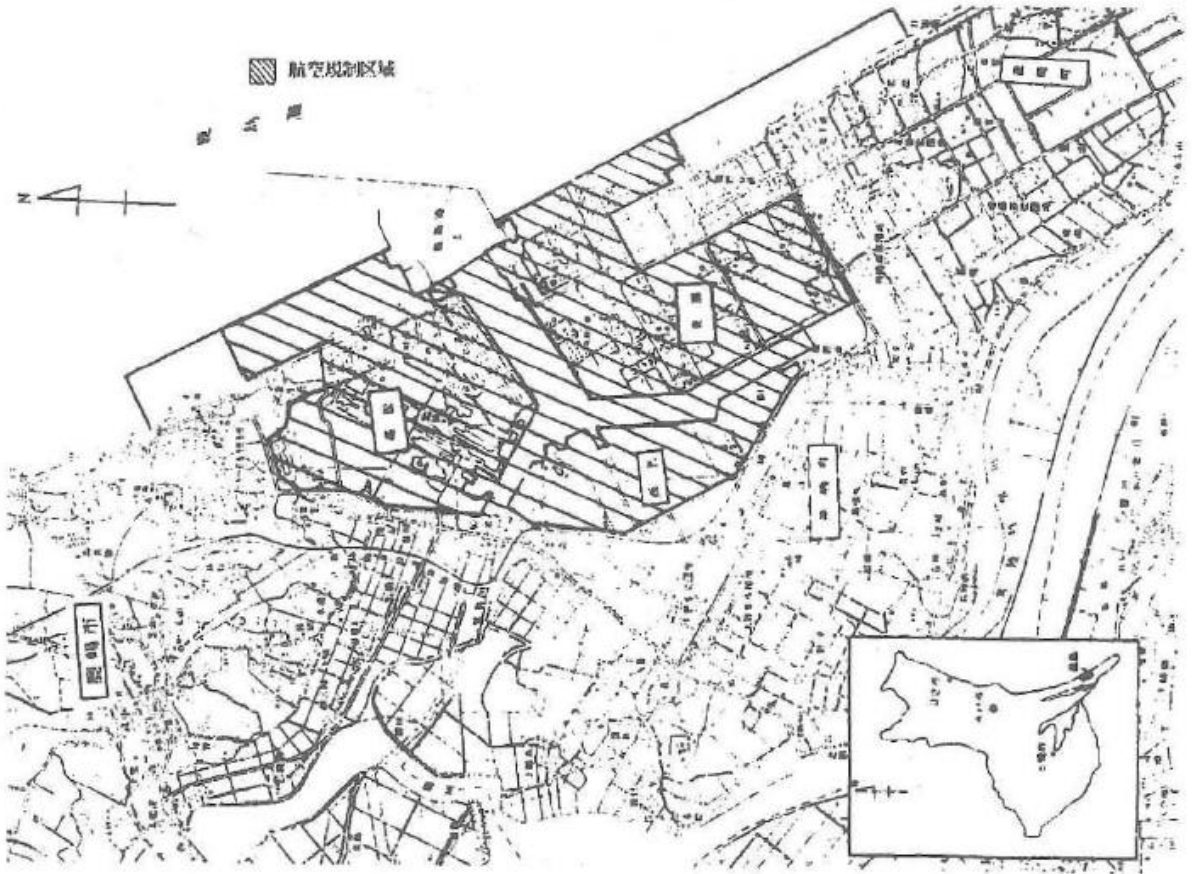
(2) 茨城県

規制措置については、関係市及び事業所に対し、不断の啓発を行うとともに、警察、消防機関及び国との連携強化に努める。

(3) 鹿嶋市、神栖市及び鹿島地方事務組合消防本部

- ① 規制区域及びその隣接地において航空機の運航状況を観察し、違反の疑いのあるものを発見した場合は、直ちに県及び百里空港事務所(TEL 0299-54-0600, 029-323-1152)に通報する。
- ② 規制措置については、事業所に対し、不断の啓発を行うとともに、防災関係機関との連携強化に努める。

图 2.4.1 航空規制区域图



(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画，令和5年2月)

表 2.4.1 違反航空機監視通報様式

日 時	場 所	飛 行 高 度	飛 行 方 向	種 類 型 式	国 籍 記 号 及 び 登 録 番 号	そ の 他 参 考 と なる 事 項

<p>日 時…違反又はその疑いのあった日時。 場 所…予め指定区域に通報用の通し番号を付すれば便利である。 飛行高度…メートル又はフィートで表わす。 飛行方向…8方位にわけける。 種 類…飛行機, 回転翼機等</p>	<p>型 式…セスナ式 172 型式等, 不明の場合は機種 例・プロペラ単発, 双発, 四発, ジェット機 国籍記号…日本は J A, アメリカは N 登録番号…アラビア数字の大文字で表示される。 例・8001 その他参考となる事項…航空機の塗装状況等</p>
--	---

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画, 令和5年2月)

第6節 気象予警報等の収集伝達

防災関係機関等は、気象予警報、火災警報及び津波警報等の収集・伝達については、次に定める計画によるものとする。

特に、特定事業者及びその他の関係団体においては、テレビ、ラジオ等により自主的に情報の収集に努めるものとする。

1. 茨城県

水戸地方気象台から発表伝達される特別警報・警報・注意報並びに気象情報、地震情報及び津波情報等について、鹿嶋市、神栖市及び鹿島地方事務組合消防本部に通知する。

2. 東日本電信電話株式会社

水戸地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報及び気象庁が発表する津波警報を鹿嶋市及び神栖市へ通知する。ただし、津波警報以外の警報については、標題だけでその内容については通知しない。

3. 茨城県警察本部

警察通信系は、協力系として水戸地方気象台から通知される前記の警報を鹿嶋市及び神栖市へ通知するほか、気象庁から関東管区警察局を通じて通報される津波警報を伝達する。

4. 鹿島海上保安署

水戸及び銚子地方気象台から気象海象に関する特別警報・警報・注意報を入手し、災害が予想される場合は電話及び無線系により港内事業所、漁業組合及び船舶に対し災害防止上必要な指示とともに伝達する。

5. 鹿嶋市・神栖市

県等から通知された警報は、防災行政無線、広報車及び加入電話等により速やかに管内の防災関係機関及び市民に周知する。

なお、災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、市長は独自に津波警報を発令することができる。

6. 鹿島地方事務組合消防本部

- (1) 県等から特別警報・警報・注意報等を受けたとき、又は自ら火災警報を発令したときは、鹿嶋市交通防災課及び神栖市防災安全課に伝達するとともに、防災行政無線及び広報車等により市民に周知する。
- (2) 警報等の通知を受けたとき、特定事業所への伝達系統は次のとおりとする。

鹿島地方事務組合消防本部 → 代表事業所 → 各特定事業所

7. 日本放送協会等

NHK水戸放送局及び茨城放送は、水戸地方気象台から特別警報・警報・注意報等の通知を受けたときは、直ちにその旨を放送する。

第7節 防災資機材等の整備

防災関係機関等は、災害応急対策に必要な防災資機材等の整備強化に努めるものとする。

1. 防災関係機関

防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急対策を講じよう防災資機材等の整備強化を図るとともに、その状況を常に把握し相互協力により、効果的な防災活動の実施に努める。

2. 特定事業者

特定事業者は、法令に定める基準により流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備を設置し、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車及びその他の防災資機材等の整備、充実を図るとともに、相互協力により効果的な防災活動が実施できるよう努めるものとする。

3. 防災相互通信用無線局の整備

防災関係機関等は、災害応急対策を円滑に実施するため、防災相互通信用無線局の整備に努めるものとする。

第8節 防災教育及び防災訓練の実施

防災関係機関等は、単独又は共同して災害未然防止に関する必要な知識、技術を修得し、災害時に迅速かつ的確な防災活動が実施できるよう計画的に防災教育及び防災訓練を実施するものとする。

特に、特定事業者は、その自衛防災組織が当該事業所の総合的防災組織であるとの認識に基づき事業所及び地域の実情を踏まえた防災の教育計画及び訓練計画を整備し、その実施を推進するものとする。

1. 防災教育

- (1) 関東東北産業保安監督部
電気、ガス等に関する安全教育
- (2) 茨城労働局
安全衛生に関する教育
- (3) 鹿島海上保安署
 - ①船舶の安全運航教育
 - ②海事関係法令の遵守教育
 - ③海上災害防止に関する教育
- (4) 茨城県
危険物、高圧ガス、毒物劇物に関する安全教育
- (5) 鹿島地方事務組合消防本部
 - ①自衛防災組織及び共同防災組織の活動に関する教育
 - ②防災要員に対する防災教育
 - ③危険物に関する安全教育
- (6) 特定事業者

特定事業者は、従業員等に対する防災教育の重要性を十分認識し、積極的に教育時間を確保するとともに、教育対象者別に教育内容、実施方法のほか、評価及び記録の活用等を盛り込んだ計画を作成しその実施の推進を図る。

教育内容は、以下の内容を中心に事業所の実態に即して計画するものとし、協力事業所等に対しても同様に徹底して行う。

- ①防災意識の高揚
- ②関係法令及び諸規定の周知徹底
- ③防災資機材等の内容と取扱方法
- ④特定防災施設等の内容と取扱方法
- ⑤危険物施設等の位置、構造、設備の状況
- ⑥取扱い危険物等の性質及び性状
- ⑦地震・津波防災に関すること
- ⑧その他必要な事項

なお、総括的な立場にある防災管理者及び副防災管理者は、事業所内で定期的に外部専門家による助言や講習の受講等を通じて、資質の向上に努める。

2. 防災訓練

(1) 訓練の種類

- ①実地訓練
- ②図上訓練

(2) 訓練種目

- ①情報収集・伝達訓練
- ②避難救助訓練
- ③資機材調達訓練
- ④危険物等の火災・爆発防御訓練
- ⑤タンカー火災防御訓練
- ⑥有毒ガス漏えい除外訓練
- ⑦流出油処理訓練
- ⑧地震防災訓練
- ⑨津波避難訓練
- ⑩その他必要な訓練

(3) 訓練の実施区分

①単独防災訓練

防災関係機関等は、単独で定期的あるいは随時実施する。

②総合防災訓練

防災関係機関等は、共同で定期的あるいは随時実施する。

(4) 防災協議会の防災訓練

①高防協，東部保対協及び西部保対協

鹿島地方事務組合消防本部及び構成事業所等が共同して、当該協議会が定める想定訓練計画に基づき、総合防災訓練を実施する。

②港災協

鹿島海上保安署，鹿島地方事務組合消防本部及び構成事業所等が共同して、毎年海上災害を想定した総合防災訓練を実施する。

第9節 防災に関する調査研究

防災関係機関等は、特別防災区域に係る実態を調査するとともに、災害防止に関する各種の調査研究を行うものとする。

1. 実態調査

(1) 実施方法

防災関係機関は、単独に又は共同して「石油コンビナート防災診断項目(昭和51年11月1日、消防庁作成)」等を準用し、定期的に特定事業所に対して実態調査を実施する。

なお、必要に応じて立入調査を行う。

(2) 主な調査項目

- ①特別防災区域の概要
- ②特定事業所の概況
 - ア 特定事業所の概要
 - イ 石油等の貯蔵及び取扱量
 - ウ 高圧ガスの処理量
 - エ 危険物施設等の状況
 - オ 消防車両，防災資機材等の状況
- ③その他防災上必要な事項

2. 防災上の調査研究

(1) 実施方法

①防災関係機関等は、単独又は共同して防災に関する調査研究を行う。

②防災本部は、防災に関する調査研究を実施するとともに、必要と認めるときは、専門員により調査研究を行う。

(2) 調査研究の報告

防災関係機関等は、調査研究結果をまとめたときは、防災本部に報告する。

(3) 主な調査研究

- ①石油及び高圧ガス等の製造，貯蔵及び取扱いに係る施設，設備の技術上の安全に関すること。
- ②火災，爆発，有害ガスの漏えい及び石油等の流出による災害の防止に関すること。
- ③災害の想定に関すること。
- ④災害の原因に関すること。
- ⑤火災，爆発等の災害防御技術に関すること。
- ⑥地震・津波防災に関すること。
- ⑦その他必要と認める事項。

第3章 危険物等災害応急対策計画

第1節 動員計画

防災関係機関等は、特別防災区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に協力して一体的防災体制を確立し、応急対策活動の万全を期するものとする。

(1) 防災体制の区分

災害応急対策の実施体制を災害の規模、態様に応じ、次のとおり段階的に区分する。

①第1次防災体制

特定事業所の自衛防災組織(共同防災組織を含む。)及び所轄消防署又は鹿島海上保安署の防災力で防御し得る程度の災害に対処する体制

②第2次防災体制

第1次防災体制に加え、鹿島地方事務組合消防本部の全消防署及び相互応援協定に基づく事業所応援隊等の防災力で防御し得る程度の災害に対処する体制

③総合防災体制

第2次防災体制によっても防御困難なため、国、県、近隣市をはじめ各防災関係機関・団体、事業所等の総力を挙げて防御しなければならないような災害に対処する体制

(2) 茨城県防災本部会議の開催

①防災本部員の招集

防災本部長は、災害の状況により必要と認めるときは、防災本部員を招集し防災本部会議を開催する。

②防災本部の庶務

防災本部の庶務は、茨城県防災・危機管理部消防安全課が行う。消防安全課の体制は表3.1.1のとおりとする。

③関係課連絡員の招集

防災本部長は、災害の規模や内容に応じて県の関係課連絡員を招集する。

表 3.1.1 石油コンビナート等防災本部における消防安全課の体制

		(災 害 時)		総括 消防安全課長
				補佐 消防安全課産業保全室長
班	班 長	班 員	分 掌 事 務	摘 要
総括班	産業保安室長補佐	消防安全課員	1 本部の運営に関する事。 2 国及び防災関係機関に対する連絡調整に関する事。 3 現地防災本部との連絡及び指示に関する事。	
現地班	課長補佐(消防)	同 上	1 現地防災本部の設置に関する事。 2 災害情報の収集、伝達に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 本部との連絡に関する事。 5 防災相互通信用無線局の運用に関する事。	現地防災本部を設置しない場合においても必要に応じ現地に派遣する。
情報班	課長補佐(総括)	同 上	1 災害情報の収集、伝達に関する事。 2 災害情報等の記録に関する事。 3 無線通信設備の運用に関する事。	
広報班	副参事	同 上	1 報道、放送要請に関する事。	

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画，令和5年2月)

(3) 現地防災本部

法第 29 条の規定に基づく茨城県石油コンビナート等現地防災本部(以下「現地防災本部」という。)の設置は次による。

①設置基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、緊急かつ統一的な防災活動を実施するため、現地防災本部の設置を本部長が認めたとき。

②設置者

本部長

③設置手続

- ア 本部長は、本部員のうちから現地防災本部長及び現地防災本部員を指名し招集する。
- イ 本部長は、指名外の本部員及び発災事業所に対し、現地防災本部を設置した旨を連絡する。

④設置場所

本部長は、現地防災本部を鹿嶋市又は神栖市若しくは応急対策上適当と認めた場所に設置する。

⑤組織

現地防災本部長及び現地防災本部員をもって組織する。

ア 現地防災本部長

本部長は、特別防災区域を管轄する鹿嶋市長又は神栖市長のうちから現地防災本部長を指名する。

イ 現地防災本部員

本部長は、原則として防災本部員のうちから現地防災本部員を指名する。

⑥所掌事務

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達
- イ 防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に関する連絡調整

- ウ 防災本部に対する報告及び連絡
- エ その他本部長から特に指示された事項

⑦連絡員及び派遣員

ア 連絡員

- i 現地防災本部員は、その業務を補佐させるため、自機関の職員を連絡員として現地防災本部に同行させることができる。
- ii 連絡員は、災害及び自機関の応急措置等に関する情報を把握し、自機関の現地防災本部員に報告する。
- iii 連絡員は、現地防災本部の調整事項、防災関係機関等の応急措置、現地防災本部員の指示事項等を自機関に連絡する。

イ 派遣員

- i 現地防災本部長は、災害状況等について必要があるときは、発災事業所及び隣接事業所等に対し従業員の派遣(以下「派遣員」という。)を要請する。
- ii 派遣員は、現地防災本部に対し災害状況等を報告する。
- iii 派遣員は、現地防災本部の調整事項、防災関係機関等の応急措置等を自事業所に連絡する。
- iv 特定事業者は、現地防災本部長から要請があったとき、速やかに派遣員を派遣できるようにあらかじめ指名しておくものとする。

⑧現地防災本部の庶務の補助

現地防災本部の庶務の補助は、現地防災本部を設置した市職員が行うものとする。
主な事務は次のとおりである。

- ア 現地防災本部室の設営
- イ 災害に関する情報の収集・伝達及び記録並びにその印刷・配布
- ウ 防災本部への報告
- エ 防災本部及び関係機関との連絡・調整
- オ 報道機関に対する情報の提供
- カ その他

⑨現地防災本部の廃止

- ア 本部長は、現地防災本部長の意見を聴き、災害の状況等からみて現地防災本部設置の必要がないと認めたときは、防災本部会議に諮り現地防災本部を廃止する。
- イ 本部長は、現地防災本部を廃止したときは、現地防災本部長、現地防災本部員及び発災事業所に対しその旨を通知する。

(4) 現地連絡室

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、事態に応じ、防災本部は特定事業所の対策本部に關係機関等による現地連絡室を設置するものとし、關係市とともに職員を派遣して、現場の一時情報を共有する。

(5) 防災関係機関等の動員

災害時においては、防災関係機関等は、それぞれの動員計画に基づき、業務に関する応急対策が迅速適切に行われるよう要員を招集し配備する。

なお、被害の少ない特定事業者等から、応援等の事業者間の連携に努める。

第2節 災害情報対策

防災関係機関等は、災害応急対策を迅速、的確に実施するため、円滑な情報の収集・伝達に努めるものとする。

1. 異常現象の通報

(1) 通報の義務

①特定事業所を統括管理する者は、当該事業所又は当該事業所のパスに係留中の船舶における異常現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、いばらき消防指令センターに直ちに 119 番通報しなければならない。船舶における異常現象の発生の際には、併せて海上警備救難機関に 118 番通報する。

なお、異常現象とは、出火・爆発・石油等の漏えい、装置等の破損、暴走反応等を言い、その範囲は、次のとおりである。

ア 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

イ 爆発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で、施設、設備等の破損が伴うもの。

ウ 漏えい

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、その他有害な物質の漏えい。

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏えいで、漏えい範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のものを除く。

a 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの。

b 発見時に漏えい箇所が特定されたものであって、既に漏えいが停止しているもと又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏えいが直ちに停止したもの。

エ 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏えい等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏えいの発生のおそれなくなったものを除く。

オ 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液化化等であって、上記アからエに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

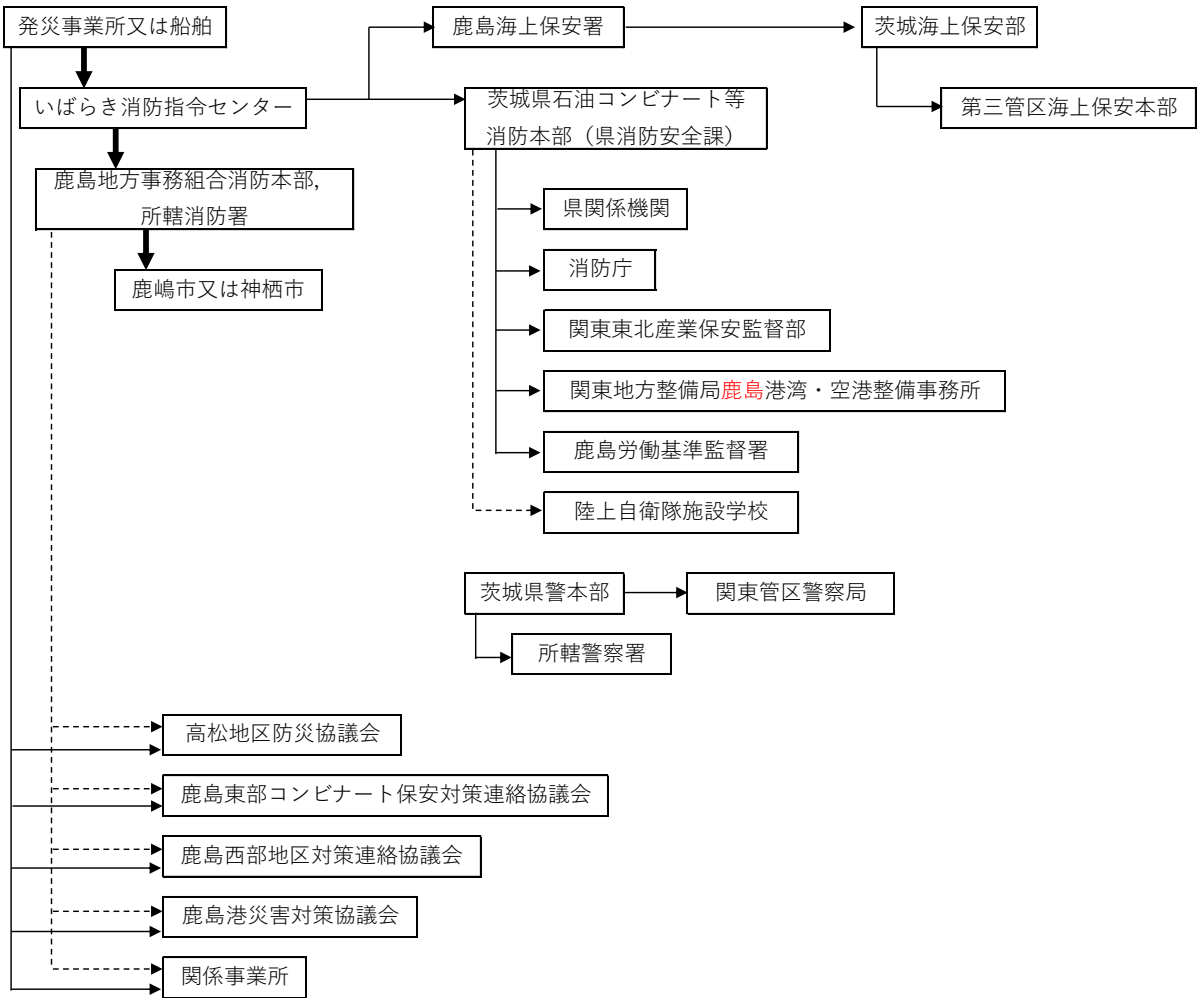
- ②いばらき消防指令センターは、前項の通報を受けた場合は、その旨を次頁に示す防災関係機関に対し直ちに通報するものとする。

(2) 通報の内容

通報の内容は、具体的かつ簡潔にし、発災時の状況が不明のときは、知り得た情報を直ちに通報する。

- ①発災事業所名
- ②発災場所
- ③発災時時刻
- ④異常現象等の状況
 - ア異常現象の種類
 - イ施設、機器の名称
 - ウ物質の種類
 - エ毒性の有無
 - オ被害の状況
- ⑤自衛防災組織の応急措置

図 3.2.1 災害通報連絡系統図

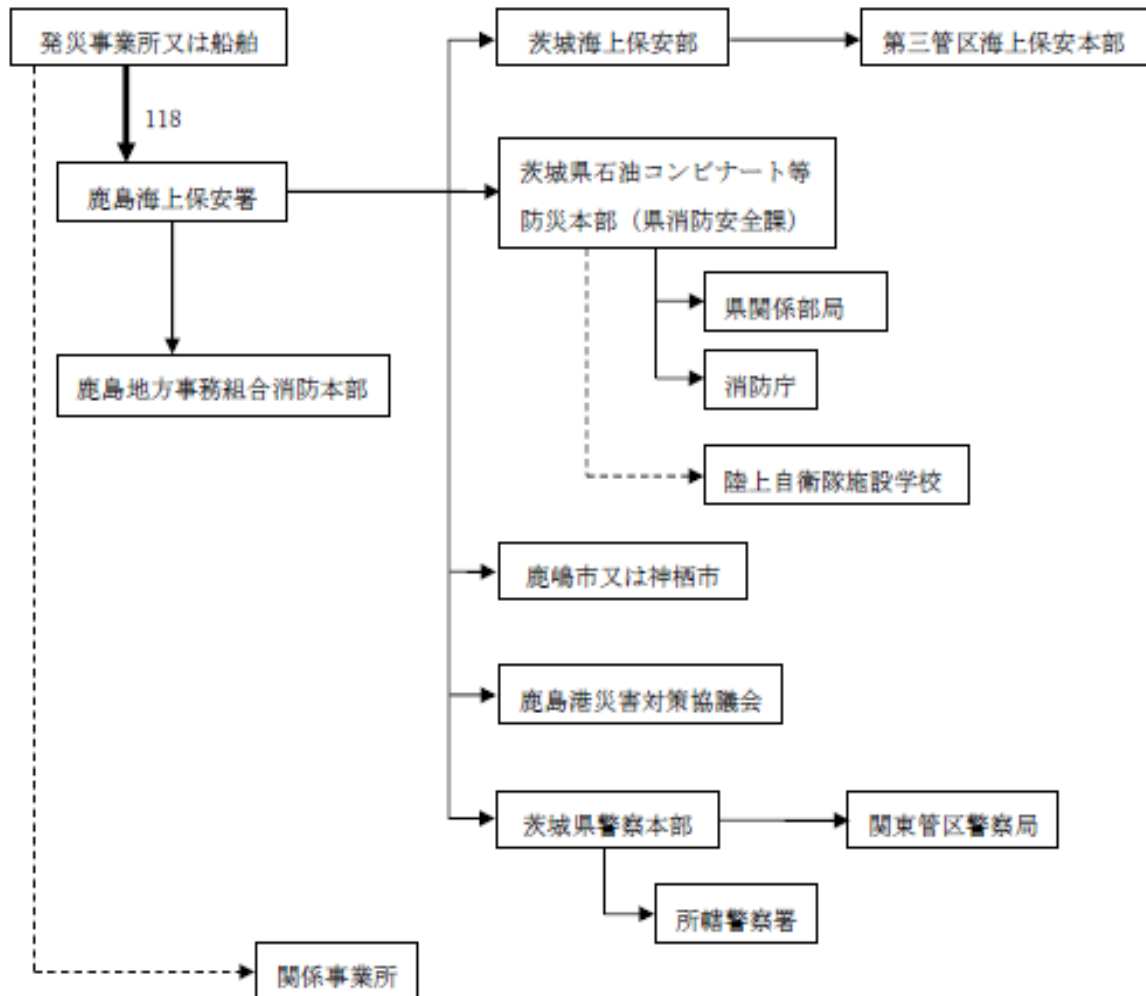


区分	内容
→	異常現象全てについて行う通報
→	異常現象の内容によって行う通報又は連絡
- - - - -▶	応援要請のために行う連絡

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画，令和5年2月)

(3) 特別防災区域に係る海上災害については、鹿島海上保安署長は下図に示す防災関係機関に対し直ちに通報する。

図 3.2.2 海上災害通報連絡系統図



区分	内容
→	災害全てについて行う通報
→	災害内容によって行う連絡
- - - - -	応援要請のために行う連絡

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画，令和5年2月)

2. 災害情報の収集・伝達

- (1) 防災関係機関等が行う災害情報の収集・伝達の系統は次頁に示すとおりとする。
- (2) 鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会防災相互通信用無線局(以下「特災無線協無線局」という。)の利用。
特災無線協無線局を設置している防災関係機関等は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、特災無線協無線局を利用し、災害情報連絡の迅速・円滑化を図る。
- (3) ヘリコプター(茨城県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等)による上空からの災害情報収集を必要に応じ実施する。
- (4) 県及び市は、災害時の大気性状及び気象状況について、大気常時監視局からのデータ等の情報収集を行い、必要に応じ防災本部に状況を報告する。

3. 防災関係機関等による災害応急措置の概要等の報告

○防災関係機関等の報告

(1) 概況報告

災害の発生及びその経過に応じて、鹿島地方事務組合消防本部長又は鹿島海上保安署長は、様式1の項目について、その他の応急措置を実施した防災関係機関の長及び特定事業者は、所定の様式(様式1:資料編)により、電話及びFAX等により防災本部(現地防災本部が設置されている場合は現地防災本部)に逐次報告する。

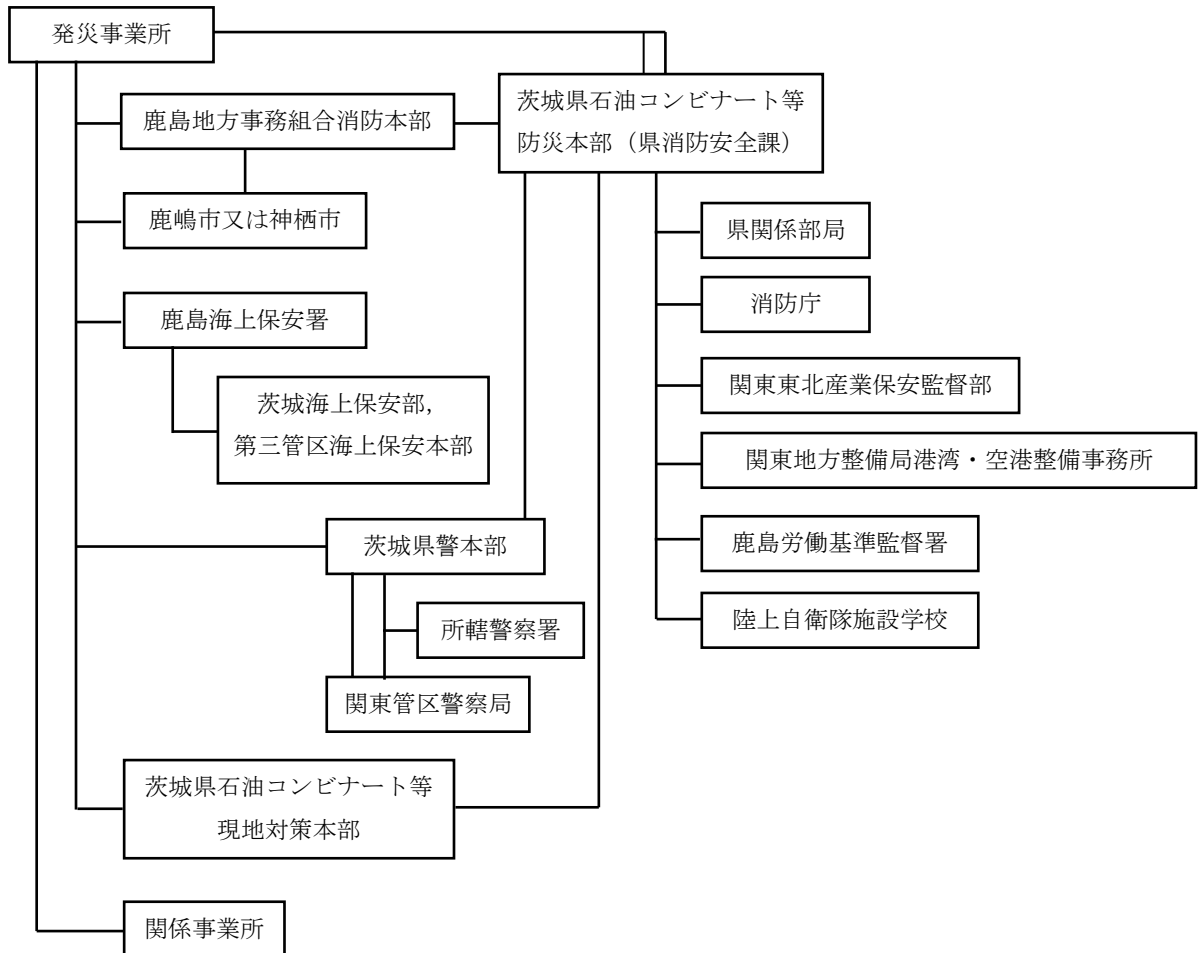
(2) 最終報告

鹿島地方事務組合管理者又は鹿島海上保安署長、その他の応急措置を実施した防災関係機関の長、異常現象の通報をした特定事業者は、それぞれ所定の様式(様式2:資料編)により、応急措置が終了した後、原則10日以内に文書で防災本部に報告する。

4. 防災関係機関等の連絡窓口

防災関係機関等の通報連絡先は次のとおりである。

図 3.2.3 災害対策連絡系統図



(注)

- 1 この系統図は、異常現象発生のお知らせ（23 条）後の災害応急対策上の連絡系統である。
- 2 自衛防災組織等の協力（24 条）、自衛防災組織等に対する指示（25 条）及び災害応急措置の概要等の報告（26 条）の系統を含む。
- 3 系統が接続していない場合でも必要に応じ連絡するものとする。
- 4 連絡手段は、有線、無線、文書送達等のあらゆるものを使用し迅速、的確に行うものとする。

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画，令和5年2月)

表 3.2.1 防災関係機関等の連絡窓口 (1/3) (令和2年11月1日現在)

機関等	連絡担当部局課	連絡電話番号(内線番号)	
		昼 間	夜間及び休日
総務省消防庁	特殊災害室	03-5253-7528	03-5253-7777 宿直
経済産業省	産業保安グループ保安課	03-3501-1706	080-5471-7180 室長補佐
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	048-600-6000 ☎5532	048-600-6000 ☎2070 管区直通
関東経済産業局	総務企画部総務課 危機管理・災害対策室	048-600-0211	090-1995-8055 危機管理災害対策室長
関東東北産業保安監督部	保安課	048-600-0294	080-5471-7223 保安課長携帯
関東地方整備局	港湾空港防災・危機管理課	045-211-7427	090-5210-2679 港湾空港防災・ 危機管理課長携帯
関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所	第二工務課	0299-84-5441	090-2141-0165 防災担当課長携帯
鹿島海上保安署	警備救難係	0299-92-4999 0299-92-2601	0299-92-4999 0299-92-2601
茨城労働局	健康安全課	029-224-6215	090-2484-4964 課長携帯
鹿嶋労働基準監督署	第二課	0299-83-8461	090-1546-9648
関東地方整備局 常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073 ☎441	029-240-4073
関東運輸局鹿島海事事務所	—	0299-92-2604	—
東京航空局百里空港事務所	管理課	0299-54-0600	029-323-1152
陸上自衛隊施設学校	警備課	029-274-3211 ☎234	029-274-3211 ☎302 駐屯地当 直 司令
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 ☎5751	029-301-0110 総合当直
鹿嶋警察署	警備課	0299-82-0110 ☎460	0299-82-0110 ☎298 宿(日)直
神栖警察署	警備課	0299-90-0110 ☎460	0299-90-0110 ☎298 宿(日)直
茨城県	防災危機管理部消防安全課	029-301-2896	029-301-2885
〃	防災危機管理部 消防安全課防災航空室	029-857-8511	029-301-2885
〃	防災危機管理部防災・危機管理課	029-301-2885	029-301-2885
〃	県民生活環境部環境対策課	029-301-2956	029-301-2956
〃	政策企画部地域振興課	029-301-2730	029-301-2730
〃	保健福祉部厚生総務課	029-301-3117	029-301-3117
〃	保健福祉部医療政策課	029-301-3155	029-301-3155
〃	保健福祉部医療局薬務課	029-301-3388	029-301-3388
〃	潮来保健所(毒物劇物担当)	0299-66-2116	090-5575-8848 衛生課長携帯
〃	土木部監理課	029-301-4316	029-301-4316
〃	土木部港湾課	029-301-4521	029-301-4521
〃	土木部都市局下水道課	029-301-4679	029-301-4679
〃	潮来土木事務所総務課	0299-62-3724	—

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画, 令和5年2月)

表 3.2.1 防災関係機関等の連絡窓口 (2/3) (令和2年11月1日現在)

機関等	連絡担当部局課	連絡電話番号(☎は内線番号)	
		昼間	夜間及び休日
茨城県	鹿島港湾事務所港営課	0299-92-2111	—
〃	鹿島下水道事務所	0299-96-2617	—
〃	鹿行県民センター県民福祉課	0291-33-4110	—
〃	企業局総務課	029-301-4915	029-301-4915
〃	企業局鹿行水道事務所総務課	0299-82-1121	0299-82-1121
〃	企業局鱒川浄水場	0299-83-2551	0299-83-2551
鹿嶋市	市民生活部交通防災課	0299-82-2911 ☎371	0299-82-2911 宿直者
神栖市	生活環境部防災安全課	0299-90-1149	0299-96-0111 警備員
鹿島地方事務組合消防本部	警防課	0299-96-0119	0299-96-0119
日本製鉄(株)東日本製鉄所鹿島地区	鹿島環境防災室	0299-84-2911	0299-84-2432
信越化学工業株式会社鹿島工場	環境保安部	0299-96-3413	0299-96-3411 宿日直者
鹿島石油株式会社鹿島製油所	環境安全グループ	0299-97-3106	0299-97-3106 宿直者
(株)JERA鹿島火力発電所	発電運営グループ	0299-75-4811	0299-75-4911 当直長
鹿島北共同発電株式会社鹿島北共同発電所	R C 推進グループ	0299-96-2097	0299-96-2337 宿日直者
三菱ケミカル株式会社茨城事業所	環境安全部	0299-96-1142	0299-96-2910 宿日直者
A G C 株式会社鹿島工場	環境安全部	0299-96-5034	0299-96-2212 宿日直者
株式会社カネカ鹿島工場	信頼の環境安全センター	0299-96-2341	0299-96-2341 宿日直者
J S R 株式会社鹿島工場	環境保安センター	0299-96-2510	0299-96-2510
株式会社クラレ鹿島事業所	環境安全部	0299-96-1011	0299-96-1011 宿日直者
扶桑化学工業株式会社鹿島事業所	安全環境・品質保証課	0299-96-3111	0299-96-3111 保安室
鹿島液化ガス共同備蓄(株)鹿島事業所	環境保安課	0299-97-3517	0299-97-3511 中央計器室
鹿島電解株式会社鹿島工場	環境保安部	0299-96-2311	0299-96-2311 守衛室
ライオンケミカル(株)ファインケミカル事業所	安全環境管理課	0299-96-2821	0299-96-2823 守衛室
(株)ADEKA鹿島工場	環境保安課	0299-97-3363	0299-97-3360 宿日直者
鹿島ケミカル株式会社本社工場	環境安全部	0299-96-2274	0299-96-2270 計器室
三菱瓦斯化学株式会社鹿島工場	環境保安室	0299-96-3121	0299-96-3121 警務室
鹿島共同再資源化センター株式会社	環境安全室	0299-95-1113	0299-95-1116
花王株式会社鹿島工場	地区サービスセンター(環境安全)	0299-93-8311	0299-92-2324 AMS

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画, 令和5年2月)

表 3.2.1 防災関係機関等の連絡窓口 (3/3) (令和2年3月現在)

機関等	連絡担当部局課	連絡電話番号 (内は内線番号)	
		昼間	夜間及び休日
昭和産業株式会社 鹿島工場	環境保安室	0299-92-1212	0299-92-1212 警備室
D I C(株)株式会社(株) 鹿島工場	安全環境グループ 安全・環境 担 当	0299-93-8116	0299-93-8111 宿日直者
(株)ジェイエスピー 鹿島工場	環境安全グループ	0299-93-4111	0299-93-4111
株式会社カネカ 鹿島工場(西地区)	東部地区工場 (信頼の環境安全センター)	0299-96-2341	0299-96-2341 宿日直者
日本乳化剤株式会社鹿島工場	鹿島環境安全課	0299-93-8614	0299-93-8611 守衛室
日本アルコール産業株式会社 アルコール事業本部鹿島工場	管 理 課	0299-93-4210	0299-93-4210
東邦化学工業株式会社 鹿島工場	品質環境管理グループ	0299-91-0800	0299-91-0803
日本水産株式会社 ファインケミカル総合工場	鹿島業務課 環境安全チーム	0299-95-5131	0299-95-5131
竹本油脂株式会社鹿島工場	—	0299-93-0116	0299-93-0116 守衛室
日華化学株式会社鹿島工場	製 造 課	0299-90-0780	0299-90-0780
青木油脂工業(株)鹿島工場	施 設 部	0299-94-5560	0299-94-5560
鹿島タンクターミナル(株)	—	0299-77-8611	0299-77-8611
鹿島特災協事務局	D I C 株 式 会 社 鹿 島 工 場	0299-93-8116	0299-93-8111 宿日直室
高防協事務局	日 本 製 鉄 株 式 会 社 東日本製鉄所鹿島地区 鹿島環境防災室	0299-84-2911	0299-84-2432
東部保対協事務局	鹿島共同施設株式会社保安環境部	0299-96-5607 0299-96-0491	0299-96-0491
西部保対協事務局	D I C 株 式 会 社 鹿 島 工 場	0299-93-8116	0299-93-8111 宿日直者
港災協事務局	昭和産業株式会社 鹿島工場サイロユニット	0299-92-1216	0299-92-1212 警備室
鹿島特災無線協事務局	神栖市防災安全課	0299-90-1149	0299-90-1111 警備室
広域共同防災組織 協議会事務局	セバック株式会社受託サービス部 防災警備グループ	0299-97-3106	0299-97-3106

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画, 令和5年2月)

※資料編

- 毒性ガス施設事故通報・記録用紙
- 毒性ガス漏えい事故発生時の通報系統図

第3節 通信対策

防災関係機関等は、災害時において電話が途絶し、又は利用することが著しく困難になった場合及び災害地の現場活動においては、次により通信を確保し、円滑な情報連絡を行うものとする。

なお、防災関係機関等は、災害時に備えてICT（情報通信技術）等を活用した情報収集・伝達体制の多様化・多重化を図るものとする。

1. 非常緊急電話の利用

(1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条の規定に基づく市外通話は、他の市外通話に優先して接続されるため、防災関係機関においては、あらかじめ非常・緊急電話を登録しておく。

なお、鹿嶋市、神栖市に所在する機関が利用するときは、0299-63-1740をダイヤルし、通話を申込みものとする。

(2) 防災関係機関等は、他の機関が設置又は管理する私設有線設備を利用することができるので、必要とするときは利用手続き等についてこれらの機関とあらかじめ協議しておくものとする。

2. 無線局の利用

(1) 非常無線通信

電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号の非常通信が行われる場合は、防災関係機関等は他の機関等が設置又は管理する無線局を利用することができるので、必要とするときはあらかじめこれらの機関等と協議しておくものとする。

(2) 防災相互通信用無線局

防災関係機関等は、災害時における応急対策活動を共同して円滑に実施できるよう防災相互通信用無線局の利用に努めるものとする。

この際、各機関等が同一周波数(158.35MHz)を使用するので、混信を防ぐため、鹿島地方事務組合消防本部、鹿島海上保安署及び現地防災本部が災害の状況に応じその都度協議して通信を統制する。

第4節 広報対策

防災関係機関等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の心身の安定を図るため必要な広報活動を行うものとする。

1. 実施機関

- (1) 防災本部
- (2) 鹿島海上保安署
- (3) 茨城県警察本部
- (4) 鹿嶋市
- (5) 神栖市
- (6) 鹿島地方事務組合消防本部
- (7) 特定事業者
- (8) 防災協議会

2. 広報の内容

- (1) 災害の状況
- (2) 市民のとるべき措置及び心得
- (3) 避難の勧告、指示及び避難場所
- (4) 災害応急対策の実施状況
- (5) その他必要な事項

3. 広報の方法及び防災関係機関等の措置

防災関係機関等は、広報車、防災行政無線及び県防災ヘリコプターの利用並びに報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を活用し、迅速かつ適切に広報する。

- (1) 防災本部
 - ①報道機関へ協力要請
災害の状況及び応急対策等に関する情報は、県政記者クラブを通じて報道機関へ提供し、広報について協力を要請する。
 - ②広報の調整
防災関係機関等が実施する広報に関する調整を行う。
- (2) 鹿島海上保安署
災害情報に基づき、電話、無線系及び巡視船艇の拡声器により港内事業所、船舶、一般人に対し災害状況の伝達、避難勧告、応急対策、その他必要な指導の広報活動を行う。
- (3) 茨城県警察本部
災害の状況及び避難措置、犯罪予防、交通規制その他警察措置に関する事項について広報を行う。
- (4) 鹿嶋市、神栖市及び鹿島地方事務組合消防本部
市及び消防本部は、防災関係機関と相互に連絡を密にし、市民に対して広報車、防災行政無線等により迅速かつ、適切に必要な広報を行うとともに、発災事業所及び関係事業所が実施する広報について必要がある場合は指示を行う。
また、必要な場合には、県防災航空隊に応援を要請する。

(5) 事業所

○高松地区及び西部地区

発災事業所の広報車等により市民に対して広報を行う。

第5節 避難対策

防災関係機関等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市民及び従業員の安全確保を図るため必要な避難措置を講ずるものとする。

1. 実施機関

- (1) 鹿島海上保安署
- (2) 茨城県警察本部
- (3) 鹿嶋市
- (4) 神栖市
- (5) 鹿島地方事務組合消防本部
- (6) 特定事業者

2. 避難指示

(1) 指示の基準

特別防災区域に係る災害発生時の避難のための指示の基準は、原則として次の事象において、市民の生命及び身体を保護するために必要と認めた場合とする。

なお、災害の拡大状況、気象状況（風速・風向）を確認し、影響が広範囲に及ぶと予想される場合には、迅速に影響が予想される地域の住民に対し避難の指示等を行う。

- ①石油等の流出、可燃性ガスの漏えい及び機器等の異常圧力上昇により火災又は爆発の危険が生じた場合、又はそのおそれのある場合
- ②毒性ガスが漏えいした場合、又はそのおそれがある場合

(2) 分担

- ①市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに市民に対し避難の指示を行う。
- ②市長が地震に伴う災害の発生により、市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全措置を指示することができる。
- ③特定事業者は、従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、自主的に避難の措置を講ずる。

(3) 避難の指示後の措置

- ①市長は、避難の指示をしたとき、若しくは警察官、海上保安官から避難の指示をした旨の連絡を受けたときは、防災本部長又は現地防災本部長に報告する。
- ②特定事業者は、従業員等の避難を実施したときは、速やかに市長に報告する。

(4) 伝達方法

- ①警鐘、サイレン等
- ②広報無線
- ③自転車、バイク及び広報車等
- ④テレビ、ラジオ等
- ⑤ヘリコプター、船舶等

(5) 避難指示文

避難指示文の基本的事項は、次に留意して平常時から作成しておくものとする。

①事故発生場所

〇〇市〇〇番地〇〇工場

②避難の理由

③避難区域

〇〇市〇〇

④避難場所

〇〇市の〇〇公園あるいは〇〇小学校等

⑤避難に際しての注意事項

ア 使用火気の閉栓を確認すること。

イ 窓・出入口の戸締りを確認すること。

ウ 持出品は最小限にすること。

(例えば非常持出袋など)

エ 避難は、警察官、消防職団員、市職員の指示に従うこと。

オ その他

3. 避難誘導

(1) 避難誘導は、市職員若しくは消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が行う。

(2) 避難経路には、原則として、警察官又は市職員を配置し、避難場所までの誘導を確実に行う。

4. 避難場所の管理

避難場所内の混乱を防止し、安全かつ適切なる管理を図るため、避難場所には市職員を配置する。

(1) 避難場所の安全管理上適当な収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

(2) 危険を及ぼすおそれのある物品等の搬入を阻止するほか、混乱の原因となる行為を制止する等、避難場所内の秩序の維持に努める。

(3) 災害発生状況、風向き、周囲の状況その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報を収集し、把握に努める。

(4) 避難場所内に傷病人がいることを認めた場合には、速やかに適切な措置を講ずる。

(5) 避難場所内又は周囲に防御可能と考えられる火災等が生じたときは、避難者に協力を求め、安全を確保する。

(6) 給食、給水その他当面必要とされる物質の配給等に当っては迅速かつ、適切な処置を行い、収容者の不平不満のないように努める。

5. 避難場所及び大気環境測定地点

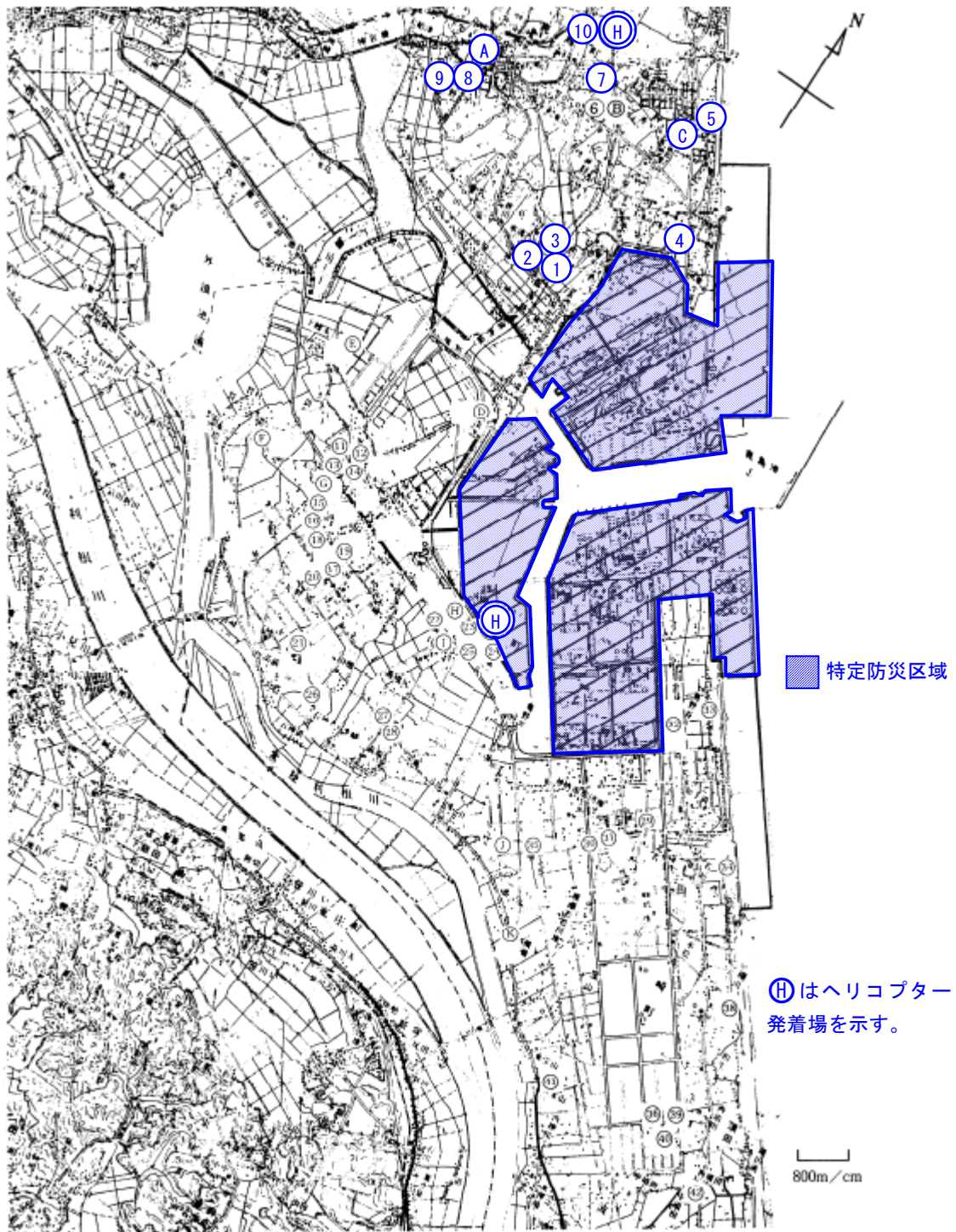
避難場所と大気環境測定地点は、次のとおりである。

表 3.5.1 避難場所及び大気環境測定地点

町名	図面番号	名称	敷地面積 (m ²)	収容可能人員 (人)	その他 (大気監視局測定項目)
鹿嶋市	①	旧高松小学校	23,696	1,300	(SO ₂ , NO _x , O _x , SPM, THC, NMHC, 風) 鹿嶋市測定局
	②	高松小学校 高松中学校	32,859	1,330	
	③	高松幼稚園	5,073	240	
	④	高松緑地公園	4,774	1,000	
	⑤	平井小学校	19,009	1,230	
	⑦	三笠小学校	24,019	590	
	⑧	鹿島小学校	13,940	1,430	
	⑨	鹿野中学校	43,820	1,256	
	⑩	鹿島中学校	39,670	1,330	ヘリコプター発着場 (SO ₂ , NO _x , O _x , SPM, 風) 鹿嶋市測定局
	Ⓐ	鹿島宮中測定局			(SO ₂ , NO _x , O _x , NMHC, PM2.5, SPM, 風) 茨城県測定局
Ⓒ	老人福祉センター 測定局			(SO ₂ , NO _x , SPM, 風) 鹿嶋市測定局	

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画(資料編)，令和5年2月)

図 3.5.1 避難場所



(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画（資料編），令和5年2月）

※資料編

- 毒性ガス漏えい事故時の避難勧告文の標準文例
- 可燃性ガス漏えい事故時の避難勧告文の標準文例

第6節 救急搬送対策

防災関係機関等は、災害による傷病者を速やかに医療機関に救急搬送するものとする。

1. 救急情報の連絡

- (1) 発災事業者は、火災、爆発、有毒ガスの漏えい等により傷病者が発生し、当該事業者で措置できない場合は、直ちに119番（いばらき消防指令センター）へ通報する。
- (2) いばらき消防指令センターは、所轄消防署に救急隊の出動を指令する。
- (3) 鹿島地方事務組合消防本部は、救急病院等の受入状況を速やかに把握し、救急隊に連絡する。
- (4) 発災事業者は、独自に救急搬送を実施した場合は、その旨を消防本部へ報告する。
- (5) 鹿島地方事務組合消防本部は、救急搬送の実施状況を速やかに防災本部へ報告する。

2. 救急出動体制

- (1) 鹿島地方事務組合消防本部救急隊の出動は、消防計画（いばらき消防指定センター回線切替後の出動計画）による。
- (2) 消防長は、災害の状況により他の事業所救急隊に、また必要に応じ県防災ヘリコプターに出動を要請する。

表 3.6.1 救急医療機関等一覧表

○ 救急医療機関等

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

管轄区	名 称	所 在 地	ベッド数	電 話	診 療 科 目
神 栖	白十字総合病院 (告示施設)	神栖市賀 2148	304	0299 (92) 3311	内, 外, 整, 皮, 産婦, 眼, 呼, 消, 循, 放, 耳, 小, こう門, ひ尿, 脳外, リハ, 麻, 歯, リウマチ, 小児歯科
	城之内医院 (協力施設)	〃 筒井 1422-147	0	0299 (92) 1261	外, 内, 消, リハ
	児玉医院 (協力施設)	〃 木崎 2406-261	0	0299 (93) 1177	内, 呼, 消, 小, 循, 外, 整, 皮, 形, こう門
	神栖済生会病院 (告示施設)	〃 知手中央 7-2-45	179	0299 (97) 2111	内, 小, 外, 整, 皮, 放, 循, 眼, 耳, ひ尿, 消, 形成, 呼, リハ, 婦, こう門
	小田医院 (協力施設)	〃 波崎 8635	0	0479 (44) 0450	内, 小, 放, 消,
	鹿嶋ハートクリニック (協力施設)	〃 平泉 1-168	19	0299 (77) 8888	循, 内
	神栖中央メディカルクリニック (協力施設)	〃 知手 3061-101	0	0299 (77) 7277	内, 循
鹿 嶋	鹿 島 病 院 (協力施設)	鹿嶋市平井 1129-2	261	0299 (82) 1271	内, 精, 呼, 消, 婦, 眼, 整, リハ
	小 山 記 念 病 院 (告示施設)	〃 厨 5-1-2	224	0299 (85) 1111	内, 外, 産婦, 整, 歯, 耳, 眼, 脳外, 皮, 形成, リハ, 放, 歯腔, 循, 神, ひ尿, 麻
	前田病院 (協力施設)	〃 宮中字三笠山 5201	36	0299 (83) 1122	内, ひ尿, 皮

○ 事業所救急隊

事業所	救急隊数	隊員数 (名)	電 話
日本製鉄 (株) 東日本製鉄所鹿島地区	1	専 任 1 兼 任 5	0299 (84) 2432

(出典：茨城県石油コンビナート等防災計画 (資料編) , 令和 5 年 2 月)

第7節 医療救護対策

防災関係機関は、災害による傷病者に対して速やかに医療救護を行うものとする。

1. 実施機関

- (1) 茨城県
- (2) 鹿嶋市
- (3) 神栖市
- (4) 日本赤十字社茨城県支部
- (5) 特定事業者

2. 実施機関の措置

- (1) 茨城県，鹿嶋市，神栖市，日本赤十字社茨城県支部
茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）に準じて実施するものとする。
- (2) 鹿嶋市
鹿嶋市地域防災計画（地震災害対策計画編）に準じて実施するものとする。
- (3) 特定事業者
 - ①傷病者に対し，適切な応急処置を行う。
 - ②多数の傷病者が発生し応急措置に長時間を要する場合，又は医療機関への収容が困難な場合は現場応急救護所を設置し，適切な措置を講ずる。

第8節 公害防止対策

防災関係機関は、日頃から環境汚染等に対する監視、指導に努めるとともに、災害発生時には災害に伴う環境汚染の拡大防止を図るものとする。

1. 実施機関

- (1) 茨城県
- (2) 鹿嶋市
- (3) 神栖市
- (4) 特定事業者

2. 実施機関の措置

- (1) 茨城県
 - ①災害発生により環境汚染等が発生するおそれがあるときは、特定事業者に対し、公害防止対策を行うよう指導する。
 - ②災害発生による環境汚染等が起こらないよう公害監視体制の強化を図る。
 - ③災害による環境汚染が発生したときに、特定事業者を指導し、環境汚染等の拡大防止を図る。
- (2) 鹿嶋市及び神栖市
 - ①災害発生により環境汚染等が発生するおそれがあるときは、現地へ係員を派遣し状況の把握に努めるとともに、県へ報告する。
 - ②災害による環境汚染等が発生したときには、県と連携をとりながら、特定事業者を指導し、環境汚染等の拡大防止を図る。
- (3) 特定事業者
 - ①災害発生に伴って流出した有害物及び油等が公共用水域等に流入及び地下浸透しないよう適切な措置を講ずる。
 - ②消火薬剤等が公共用水域に流出したときは、直ちに拡散防止の措置を講ずる。
 - ③環境汚染等が発生したときは、その範囲及び被害の調査を行うとともに、その結果を県及び関係市に報告する。

第9節 防災資機材等調達対策

災害の状況によっては、防災資機材等を多量に必要とするので、防災関係機関等は、迅速に調達できるよう対策を講ずるものとする。

なお、防災資機材等は、浸水の可能性の少ない場所又は高い位置に保管しておくよう努める。

1. 実施機関

- (1) 鹿島海上保安署
- (2) 自衛隊
- (3) 茨城県
- (4) 鹿嶋市
- (5) 神栖市
- (6) 鹿島地方事務組合消防本部
- (7) 特定事業者
- (8) 防災協議会

2. 調達先

防災関係機関等は、あらかじめ関係機関、団体、事業所等の保有する防災資機材等の種類及び数量等を常に把握し、調達先を明確にしておく。

3. 調達方法

(1) 調達手続

防災資機材等を調達する場合は、調達先に対し次の事項を明らかにして行う。

- ①災害の状況及び調達理由
- ②防災資機材等の種類及び数量
- ③輸送方法
- ④その他必要事項

(2) 輸送方法

防災資機材等の緊急輸送は、原則として発災事業所又は防災資機材等の不足をきたした機関が行うものとし、これが不可能又は著しく困難な場合は、調達先に依頼するほか次の方法により行う。

ただし、発災事業所が広域共同防災組織を構成する特定事業所であり、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災が発生若しくは拡大が懸念され、大容量泡放射システムの搬送が必要な場合には、当該輸送計画に基づく方法も行う。

- ①陸上輸送
 - ア 防災関係機関等の車両
 - イ 運送業者の車両
 - ウ 災害派遣要請による自衛隊の車両
- ②海上輸送
 - ア 海上運送業者の船舶
 - イ 海上保安庁の巡視船艇

- ウ 災害派遣要請による自衛隊の船舶
- ③航空輸送
 - ア 災害派遣要請による自衛隊の航空機
 - イ 県防災ヘリコプター

第 10 節 災害警備対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、特別防災区域及びその周辺における公共の安全と心身の安定を図るため、防災関係機関等は相互に協力し、次の措置を講ずるものとする。

1. 実施機関

- (1) 鹿島海上保安署
- (2) 茨城県警察本部
- (3) 鹿嶋市
- (4) 神栖市
- (5) 鹿島地方事務組合消防本部

2. 実施機関の措置

- (1) 鹿嶋市及び神栖市

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要があるときは、自ら又は警察官若しくは海上保安官に要求して警戒区域を設定する。

- (2) 茨城県警察本部

警察官は、市から要求があったとき、若しくは、市長が警戒区域を設定できないと認めるときは、自ら警戒区域を設定する。この場合は、警察官は直ちに市に通知する。

- (3) 鹿島海上保安署

海上保安官は、市長から要求があったとき、若しくは、市長が警戒区域を設定できないと認めるときは、自ら警戒区域を設定する。この場合、海上保安官は直ちに市長に通知する。

- (4) 鹿島地方事務組合消防本部

防衛活動を円滑に実施するため災害の規模、態様等に応じ、警戒区域を設定する。

3. 警戒区域の設定基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市民、従業員及び船舶乗組員の生命又は身体に対する危険防止のため、特別防災区域及びその周辺地域並びに周辺海域において警戒区域を設定する必要があると認めるとき。

第 11 節 自衛隊の災害派遣要請

「地震災害対策計画編 第 3 章 第 3 節 1. 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」
の定めるところによる。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 災害復旧・復興対策

防災関係機関は、被災した公共施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため必要な施設の新設及び改良等の措置を講じ、早期復旧を図るものとする。

1. 災害復旧事業実施体制

国の所管に係る公共土木施設については、国が災害復旧事業を実施し、その他の公共土木施設災害で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の適用を受けるものについては、当該災害復旧事業として実施し、同法の適用を受けないものについては茨城県並びに鹿嶋市及び神栖市が行う。なお、通信・電力施設の復旧については各関係公共機関が実施する。

2. 公共施設別災害復旧対策

(1) 道路等

関東地方整備局常陸河川国道事務所、茨城県潮来土木事務所並びに鹿嶋市及び神栖市は、所管に係る道路、橋梁等で特別防災区域に係る災害復旧及び産業活動等に重大な影響を及ぼす路線については、速やかに応急工事を施工し、道路機能の早期回復を図るとともに本工事の実施を推進する。

(2) 港湾施設

関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所、鹿島海上保安署及び茨城県鹿島港湾事務所は、所管に係る港湾施設が被災しその機能を失った場合は、速やかに応急復旧を図るとともに本工事の実施を推進する。

(3) 下水道施設

茨城県鹿島下水道事務所は、下水道施設が被災し特別防災区域に係る災害復旧及び産業活動等に重大な影響を及ぼす場合は、速やかに応急復旧を図るとともに本工事の実施を推進する。

(4) 上水道及び工業用水道施設

茨城県企業局鹿行水道事務所及び鰐川浄水場は、県営の上水道及び工業用水道施設が被災した場合は、速やかに応急復旧を図るとともに本工事の実施を推進する。

(5) 公害監視施設

茨城県は、所管する公害監視施設が被災した場合は、速やかに応急復旧を図るとともに本工事の実施を推進する。

(6) 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社は、災害応急対策及びプラントの保安電力確保のため応急復旧を図るとともに本工事の実施を推進する。

(7) 通信施設

東日本電信電話株式会社茨城支店は、通信途絶の解消及び重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況並びにそれらの重要度を勘案のうえ、応急復旧を行うとともに本工事の実施を推進する。

(8) その他の公共施設

市民生活及び産業活動に重大な影響を及ぼすその他の公共施設についても、災害復旧の実施責任者は総力をあげて復旧に当たる。

3. 復興計画の作成

「地震災害対策計画編 第4章 第4節 復興計画の作成」に準じる。

第5章 原子力災害対策計画

第1節 計画の目的

この計画は「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）及び「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工，原子炉，貯蔵，再処理，廃棄，使用（保安規定を定める施設））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し，原子力災害の復旧を図るために必要な防災対策に関し，国（指定地方行政機関を含む。），県，市町村，指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が，必要な体制を確立するとともに，防災に関してとるべき措置を定め，そのもてる機能を有効に発揮して，総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により，市民の生命，身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 鹿嶋市における原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、鹿嶋市における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画、原子力災害対策指針及び茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. 鹿嶋市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「鹿嶋市地域防災計画」の「危険物等災害対策編（原子力災害対応）」として定めるものであるが、放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害に関しては、「鹿嶋市地域防災計画」の「風水害等対策計画編」により対応するほか、この計画は、この計画に定めのない事項については、「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に準拠するものとする。

また、「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（平成27年3月 茨城県）」を踏まえ、本市は、避難の対象となる市町村のうち、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）圏内のひたちなか市及び銚田市と原子力災害時における広域避難に関する災害協定を平成30年3月に締結し、両市からの広域避難者を受け入れるため、市内の避難所を提供することとなっている。

今後、ひたちなか市及び銚田市において原子力災害広域避難計画が策定されるとともに、それらの計画との整合を図り、広域避難者の受入計画等を策定する必要があることから、両市とも連携し体制整備に努めていくものとする。

○「原子力災害時における銚田市民の県内広域避難に関する協定」（平成30年3月27日締結）

○「原子力災害におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定」

（平成30年3月29日締結）

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災対策に関し、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、職員の教育・訓練、設備・資機材の整備等により各機関自らの事務又は業務を処理するために必要な体制を平常時から整備しておくほか、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1. その他の市町村(鹿嶋市)

- (1) 市民に対する広報及び情報伝達
- (2) 避難所の開設、避難誘導等への応援

2. 茨城県

- (1) 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
- (2) 環境放射線の監視
- (3) 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- (4) 県災害対策本部等の設置・解散
- (5) 自衛隊・国の専門家等の派遣要請、受入
- (6) 所在・関係周辺市町村の防災対策に関する指示、指導、助言及び協力
- (7) 隣接県、市町村等への防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等
- (8) ボランティアの受入
- (9) 緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の実施
- (10) 県民に対する広報及び情報伝達
- (11) 県民の避難・屋内退避等、救助及び立入制限に関する所在・関係周辺市町村への指示
- (12) **原子力災害医療措置の実施**
- (13) 飲食物の摂取制限に関する所在・関係周辺市町村等への指示
- (14) 緊急輸送及び必要物資の調達
- (15) 環境中の放射性物質の除去等
- (16) 各種制限措置の解除
- (17) 被害状況の調査及び被災者の生活の支援

3. 茨城県教育委員会

- (1) 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- (2) 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
- (3) 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

4. 茨城県警察本部

○防護対策区域に係る立入制限、交通規制、住民の避難誘導等の警備

5. 所在・関係周辺市町村

- (1) 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正

- (2) 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- (3) 消防対策
- (4) 市町村災害対策本部の設置・解散
- (5) ボランティアの受入
- (6) 住民に対する広報及び情報伝達
- (7) 住民の避難・屋内退避等，救助及び立入制限
- (8) 原子力災害医療措置への協力
- (9) 被ばく者，一般傷病者の救急搬送
- (10) 飲食物の摂取制限等
- (11) 緊急輸送及び必要物資の調達・供給
- (12) 環境中の放射性物質の除去等
- (13) 各種制限措置の解除
- (14) 被害状況の調査及び被災者の生活の支援
- (15) 県の行う原子力防災対策に対する協力

6. 所在・関係周辺市町村教育委員会

- (1) 幼児，児童，生徒への防災知識の普及
- (2) 幼児，児童，生徒の避難・屋内退避等の実施
- (3) 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

7. 指定地方行政機関

関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の調整
- (2) 警察通信の確保と統制
- (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡・通報

関東財務局

- (1) 地方公共団体に対する災害融資
- (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示
- (3) 国有財産の無償貸与

関東信越厚生局

- (1) 関係職員の現地派遣
- (2) 関係機関との連絡調整

関東経済産業局

- (1) 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力
- (2) 生活必需品，普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保
- (3) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営確保
- (4) 被災中小企業の振興

茨城労働局

- (1) 労働者の被ばく管理の監督指導
- (2) 労働災害調査及び労働者の労災補償
- (3) 原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示

関東農政局

- (1) 主要食糧の需給調整
- (2) 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認
- (3) 災害時における生鮮食料品等の供給
- (4) 被災農林漁業者等への災害金融措置の要請
- (5) 風評被害等の防止対策

関東地方整備局

- (1) 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
- (2) 原子力防災に関する研究等の推進
- (3) 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保
- (4) 活動体制の確立
- (5) 関係者への的確な情報伝達活動
- (6) 災害復旧に関すること

関東森林管理局

- (1) 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 国有林野内の放射性物資の汚染対策

関東運輸局

- (1) 自動車運送業者に対する運送協力要請
- (2) 自動車及び被災者，災害必需物資等の輸送調整
- (3) 応急海上輸送の輸送力の確保

東京航空局（百里空港事務所）

- (1) 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底
- (2) 飛行場使用の相互調整

第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

- (1) 船艇，航空機等による原子力災害情報の伝達
- (2) 避難に関する情報の伝達・避難誘導等
- (3) 海上における緊急時モニタリングの支援
- (4) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置
- (5) 海上における救助・救急活動
- (6) 緊急輸送に関すること
- (7) 海上における治安の維持

東京管区气象台（水戸地方气象台）

- (1) 気象状況の把握
- (2) 気象に関する資料・情報の提供
- (3) 緊急時モニタリングへの支援

関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設，整備についての指導
- (3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

8. 自衛隊

- (1) 緊急時モニタリングの支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 行方不明者等の捜索援助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療，救護
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
- (8) 危険物の保安及び除去
- (9) その他災害応急対策の支援に関すること

9. 指定公共機関

東日本電信電話株式会社（茨城支店）

○公共機関等の防災関連の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保

KDDI株式会社（水戸支店），株式会社NTTドコモ（茨城支店），ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 被災電機通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

日本銀行（水戸事務所）

- (1) 通貨の円滑な供給の確保
- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保
- (3) 金融機関の業務運営の確保
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施
- (5) 上記各業務に係る広報

日本赤十字社（茨城県支部）

- (1) 医療救護活動の実施
- (2) 災害救助への協力
- (3) 救援物資の配分

日本放送協会（水戸放送局）

- (1) 広報
- (2) 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

東日本高速道路株式会社（関東支社）

高速自動車国道等の交通の確保

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

○原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力

- (1) 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング，**原子力災害医療活動**，広報活動等）
- (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）
- (3) 原子力防災に必要な教育・訓練

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

- (1) 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング，**原子力災害医療活動**，広報活動等）
- (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）
- (3) 原子力防災に必要な教育・訓練

日本原子力発電株式会社

- (1) 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング，**原子力災害医療活動**，広報活動等）
- (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）
- (3) 原子力防災に必要な教育・訓練

東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社），日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）

- 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力

日本通運株式会社（水戸支店）

- 災害対策用物資の輸送への協力

東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）

- 災害時における電力供給に関すること

日本郵便株式会社（関東支社）

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

10. 指定地方公共機関

医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会，公益社団法人茨城県看護協会，公益社団法人茨城県薬剤師会）

- (1) **原子力災害医療活動**等の医療救護活動への協力
- (2) 健康影響調査（健康診断等）への協力

運輸機関（茨城交通株式会社，関東鉄道株式会社，鹿島臨海鉄道株式会社，一般社団法人茨城県トラック協会，日立電鉄交通サービス株式会社，ジェイアールバス関東株式会社，一般社団法人茨城県バス協会）

- 避難者及び災害対策用物資の輸送協力

報道機関（株式会社茨城新聞，株式会社茨城放送）

- (1) 広報
- (2) 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

11. 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

農業協同組合

- (1) 汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導
- (2) 食糧供給支援

漁業協同組合

- (1) 漁船等への広報協力
- (2) 汚染水産物の出荷制限等応急対策の指導

商工会議所，商工会

○救助用物資，復旧資材の確保，協力，あっせん

学校法人

- (1) 幼児，児童，生徒への防災知識の普及
- (2) 幼児，児童，生徒の避難・屋内退避等の実施
- (3) 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

公益社団法人茨城原子力協議会

- (1) 広報
- (2) 県・市町村が実施する災害応急対策への協力

原災法対象原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く。）

- (1) 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正
- (2) 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理
- (3) 防災上必要な社内教育及び訓練
- (4) 自衛防災組織の充実・強化
- (5) 環境放射線監視の実施及び協力
- (6) 通報連絡
- (7) 事故拡大防止及び汚染拡大防止措置
- (8) 災害状況の把握及び報告
- (9) 緊急時モニタリングの実施及び協力
- (10) **原子力災害医療活動**の実施及び協力
- (11) その他，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力

その他の原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く。）

- (1) 緊急時モニタリングへの協力
- (2) その他，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力

報道機関（日本放送協会（水戸放送局），株式会社茨城新聞社及び株式会社茨城放送を除く。）

- (1) 広報
- (2) 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

公益社団法人茨城県診療放射線技師会及び公益社団法人茨城県臨床検査技師会

- (1) **原子力災害医療活動**への協力
- (2) 健康影響調査（健康診断等）への協力

第4節 計画の対象となる範囲及び対応

1. 原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村等の範囲

茨城県には多くの原子力事業所があり、そこで扱われる放射性物質の種類、量、使用方法は様々である。

本計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所（以下「原子力災害対策重点区域」という。）を設定する施設、原子力災害対策重点区域の範囲（「原子力災害対策指針」に示されている予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の目安を基準とする。）、原子力災害対策重点区域を含む市町村（以下「所在・関係周辺市町村」という。）は、次のとおりである。

表 5.4.1 「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」の区分

名称	施設からの距離	採るべき措置
PAZ	5キロ圏	即時避難など、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する。
UPZ	30キロ圏	確率的影響を最小限に抑えるため、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用など、緊急時防護措置を準備する。

表 5.4.2 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域^{注1}

地区	原災法対象事業所 〔所在市町村〕	原子力災害対策重点区域			
		注2) 許可等区分	重点区域を設定 する原子力施設	重点区域 の範囲	所在・関係周 辺市町村
東海・ 那珂地区	・日本原子力発電株式会社 東海発電所・東海第二発電所 (略称：原電東海) 〔東海村〕	原子炉	発電用原子炉施設	(PAZ) 約5km (UPZ) 約30km	東海村 水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 笠間市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 鉾田市 茨城町 大洗町 城里町 大子町
	・国立研究開発法人日本原子力機構 原子力科学研究所 (略称：機構原科研) 〔東海村〕	原子炉 使用 廃棄物埋設	試験研究用等原 子炉施設 (JRR-3)	(UPZ) 約5km	東海村 日立市 ひたちなか市
	・国立研究開発法人日本原子力機構 核燃料サイクル工学研究所 (略称：機構サイクル研) 〔東海村〕	再 処 理 使 用	再処理施設	(UPZ) 約5km	東海村 日立市 ひたちなか市
	・原子燃料工業 株式会社東海事業所 (略称：原燃工) 〔東海村〕	加 工 使 用	加工施設	(UPZ) 約500m	東海村
	・三菱原子燃料 株式会社 (略称：三菱原燃) 〔東海村, 那珂市〕	加 工	加工施設	(UPZ) 約1km	東海村 那珂市
	・国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 (略称：東大東海) 〔東海村〕	原 子 炉 使 用	—	—	—
	・公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター (略称：核管理センター) 〔東海村〕	使 用	—	—	—
	・MH I 原子力研究開発(株) (略称：NDC) 〔東海村〕	使 用	—	—	—
大洗・ 鉾田地区	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (略称：機構大洗) 〔大洗町, 鉾田市〕	原 子 炉 使 用 廃棄物管理	試験研究用等原 子炉施設 (常陽) 試験研究用等原 子炉施設 (HTTR) 試験研究用等原 子炉施設 (JMTR)	(UPZ) 約5km	大洗町 鉾田市 水戸市 茨城町
	・日本核燃料開発株式会社 (略称：日本核燃) 〔大洗町〕	使 用	—	—	—

※注1)：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone), 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective action Planning Zone)

注2)：核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号。) の許可等の区分による。

(出典：茨城県地域防災計画 原子力災害対策計画編, 令和5年1月)

2. 計画における対応

本計画では、原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域に掲げる事業所を対象に、原子力災害が発生（過酷事故，自然災害と相前後して発生する事故を含む。）した場合を想定し，県等が行う以下の各種防災活動を規定する。

- (1) 緊急時モニタリングの実施
- (2) 広報の実施
- (3) 避難・屋内退避等の方法
- (4) 安定ヨウ素剤の予防的服用
- (5) 緊急被ばく医療の実施（スクリーニングを含む。）
- (6) 飲食物等の摂取・出荷制限の措置
- (7) 緊急輸送の体制の確立
- (8) 飲食物・生活必需品の供給
- (9) 交通規制
- (10) 治安の確保
- (11) 関係機関等への協力要請
- (12) その他防災対策活動に必要な事項

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分 等に応じた防護措置の準備及び実施

○放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

UPZ及びUPZ外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第6節 国・県・市町村等の連携

1. 茨城県原子力防災連絡協議会の活用

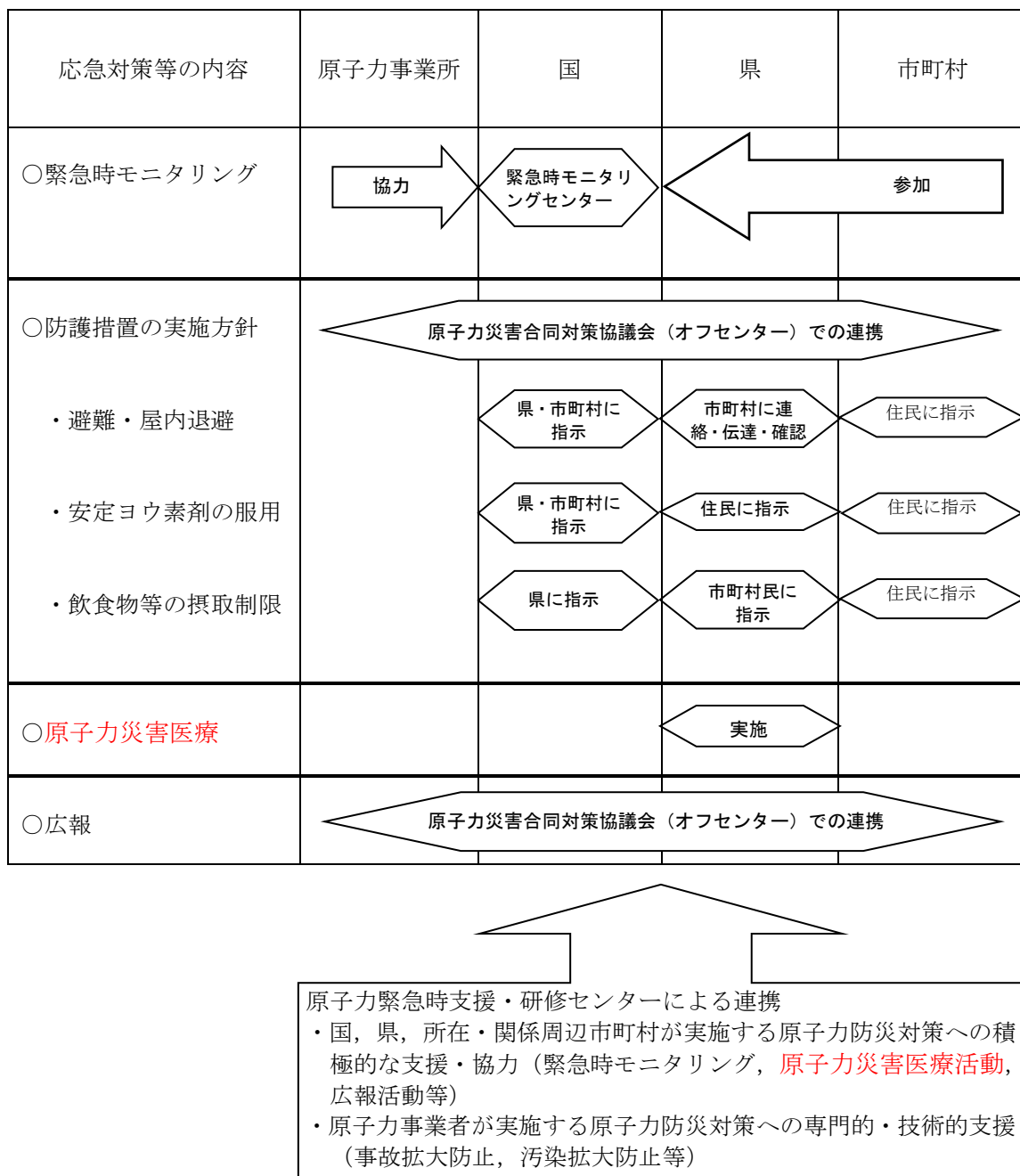
国，県，所在・関係周辺市町村，警察，自衛隊，海上保安庁，消防機関，原子力事業者，指定（地方）公共機関等は，地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正，原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡，地域ごとの防災訓練の実施，オフサイトセンターの防災拠点としての活用，市民等に対する原子力防災に関する情報伝達，事故時の連絡体制，防護対策などの対応等について，「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて，平常時から密接な連携を図るものとする。

2. オフサイトセンターの整備，管理

- (1) 県は，原子力災害発生時に，国，市町村，事業者等の関係者が一堂に会して，市民がとるべき行動の基本的指針の検討・協議，事故状況や応急対策の実施状況などの基本情報の集約・整理を行い，緊急時モニタリング，被ばく医療，避難やこれら市民への情報発信等の防護対策を円滑に実施するため，ひたちなか市西十三奉行地区にオフサイトセンターを整備する。
- (2) オフサイトセンターは，自然災害や避難のための立退きの勧告又は指示を受けた区域に含まれるなどにより使用できない場合には，移転先を「つくば国際会議場」又は「茨城県教育研修センター」とする。

なお，応急対策等の内容と国・県・市町村等の役割分担は，次のとおりとする。

図 5.6.1 原子力緊急事態宣言発出後における応急対策等の内容と国，県，市町村等の役割分担



（出典：茨城県地域防災計画 原子力災害対策計画編，令和5年1月）

第7節 情報伝達・広報体制の確立

1. 情報伝達・市民広報の手段の整備

市は、関係機関相互の連絡体制を確立し、常時緊密な連携を図るものとする。

- (1) 県は、情報の集約・共有と広報を円滑かつ確実に実施するため、国、県、市町村等の防災関係機関が保有する災害に関する情報を集約し共有化する機能を有する「統合原子力防災ネットワークシステム」を国と共同で整備するとともに、集約した情報から市民が理解しやすいよう情報を整理し、速やかに県ホームページ等により広報するものとする。
- (2) 所在・関係周辺市町村は、市町村防災行政無線（特に戸別受信機）の整備に努めるなど、市民への情報伝達に係る設備等の充実に努める。

2. 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、国、県、所在・関係周辺市町村とともに、災害対策本部等からの市民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、以下の事項をはじめとして、体制の充実に努める。

(1) 広報文例の作成

県、所在・関係周辺市町村は、国、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、以下の点を考慮して広報文例を作成する。

- ① 市民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく市民の感覚を最大限に考慮して、市民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理する。
- ② 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数値、法令等の基準・指標）を必ず付記する。
- ③ 事故発生事業所の場所、避難対象区域、交通規制の状況等の情報を伝達する場合には、テレビ等で生中継ができるよう必ず地図を用いる。

(2) 外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制の整備

- ① 国、県、所在・関係周辺市町村は、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、あらかじめQ&A集を準備しておく。
- ② 市は県と協議し、県災害対策本部に寄せられる問合せのうち技術的事項の解説等については、支援・研修センターで対応できるよう、相互に転送が行える機能を活用できるようにしておく。
- ③ 市は、事故発生時に個人の安否等の情報を確認できるようにするため、施設敷地緊急事態が発生した場合には電気通信事業者と災害用伝言ダイヤルが開設されるよう、あらかじめ協議する。

第8節 緊急時モニタリングの整備

1. 緊急時モニタリング体制の確立への協力

県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施する。

市は、必要に応じて、国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者及び関係指定公共機関等と連携し、緊急時モニタリング体制の整備に協力する。

2. 緊急時モニタリング計画等の作成への協力

市は、必要に応じて、原子力災害対策指針等に基づき、県が国、関係地方公共団体及び支援・研修センター等の協力を得て作成する緊急時モニタリング計画の作成に協力する。

3. 警戒段階のモニタリングの体制

市は、県からの依頼に応じて緊急時モニタリング体制に適宜参加する。

第9節 市民に対する防災知識の普及

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、わかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ビデオ、ホームページ等を作成・公表するなど、積極的に防災知識の普及に努める。

その際、市は、学校等とも連携し、総合的な学習の時間の活用など学校における知識の普及に努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者へ十分に配慮して広報を行うものとする。

1. 原子力施設の概要
2. 原子力施設の安全確保
3. 放射性物質，放射線の性質
4. 放射線による健康への影響
5. 環境放射線モニタリング
6. 原子力災害時の市民への広報手段
7. 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容，その意味
8. 原子力災害時に市民が取るべき行動，留意すべき事項

(避難等の方法や経路，避難先の連絡，避難開始時期，自主避難，交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
9. 地区の住民のための一時集合所・避難所
10. 安定ヨウ素剤の効果，副作用

第 10 節 事故発生時における連絡及び初動対応

1. 事故発生時の通報連絡

(1) 原子力事業者の行う通報

原子力事業所において事故が発生し、原災法第 10 条に基づく通報事象に至っていないもののその可能性がある場合、又はそのおそれがある場合、環境への有意な放射性物質の放出等がある、又はそのおそれがある場合は、事故発生事業所の原子力防災管理者は、直ちに、原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報に準じ、次に掲げる事項を県（知事）、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、支援・研修センター及び国の関係機関等に通報する。

①原子力事業所の名称及び場所

②事故の発生箇所

③事故の発生時刻

④事故の種類

⑤検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等

⑥その他事故の把握に参考となる情報

通報を受けた県は、UPZ 圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡する。

(2) 放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡

知事は、上記（1）の通報がない場合において、平常時から実施している放射線監視において異常が検知されたときは、直ちに原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。

また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、UPZ 圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて連絡する。

2. 事故発生時の広報

(1) 原子力事業者は、上記 1（1）の通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

(2) 市は、国、県、所在・関係周辺市町村と連携して、上記 1（1）の通報の内容について、あらかじめ作成した広報文例に従い市民がとるべき当面の行動の指針について、市民に対し、速やかに広報を実施する。

3. 防災関係機関相互の連携

事故発生事業所の原子力防災管理者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に知事、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、支援・研修センター及び国に連絡する。

知事は、国、所在・関係周辺市町村長、支援・研修センター等関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

4. 通信連絡の方法

県と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として次頁に掲げる図により行うものとする。

5. 活動体制

○所在・関係周辺市町村及び関係機関の活動体制

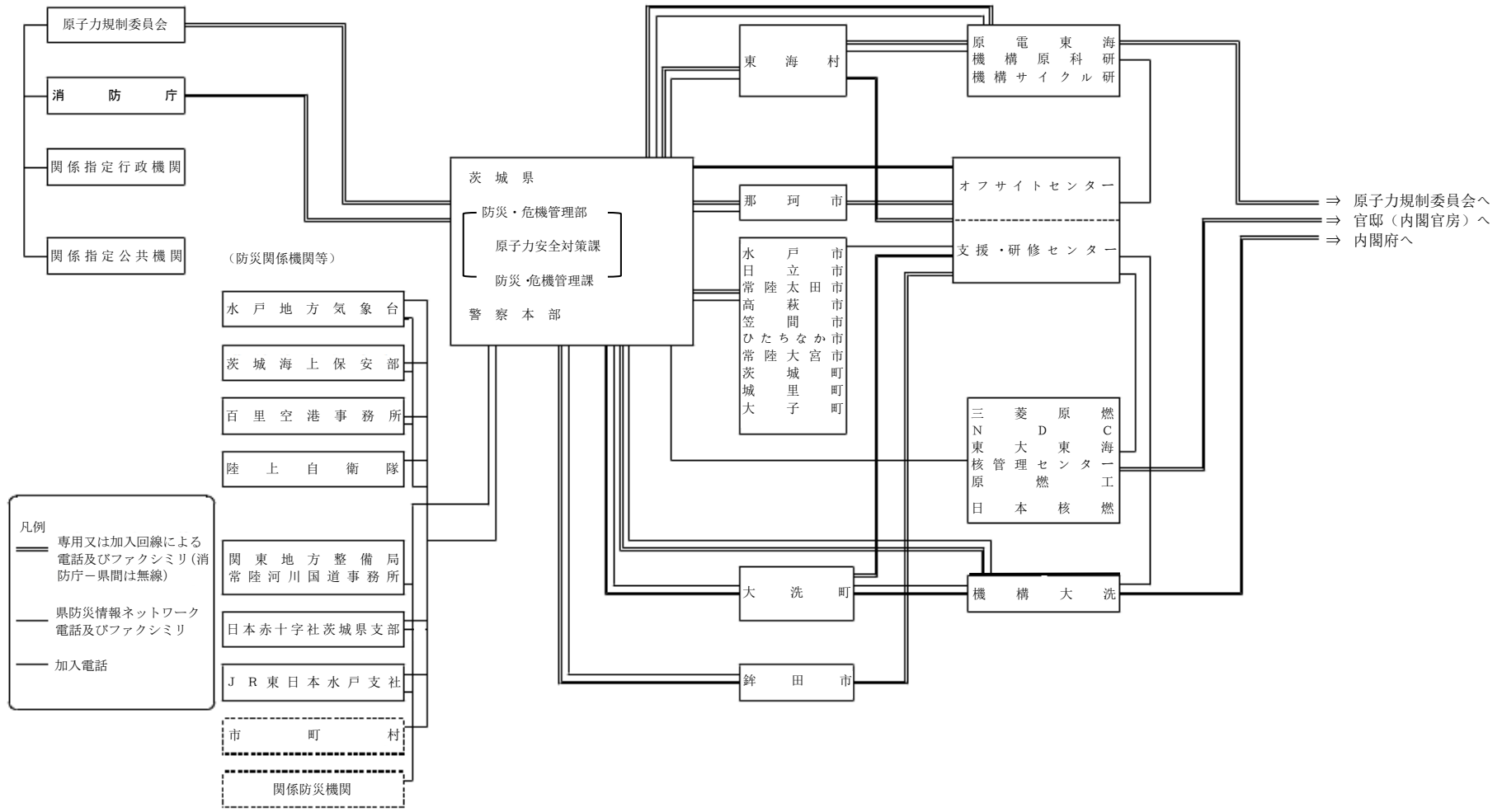
市長は、事故発生の通報を受けたときは、直ちに活動体制を整える。

6. 初動体制

○広報

市は、国、県、所在・関係周辺市町村、支援・研修センター等と連携し、事故の状況、市民がとるべき行動の指針等について、市民に対し定期的に広報を行う。

図 5.10.1 通信連絡系統



注) 官邸（内閣官房）、内閣府への連絡は特定事業発生以降

（出典：茨城県地域防災計画 原子力災害対策計画編，令和5年1月）

第11節 広報000

1. 広報の基本方針

市は、事故発生時の市民の混乱を防止し適切な行動へ導くため、市民への情報提供、指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県、所在・関係周辺市町村、防災関係機関及び事故発生事業所と密接に連携し広報を行うものとする。

情報の伝達手段は、防災行政無線、テレビ・ラジオ、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。

また、情報提供の空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がけるとともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防止するため、市民全体を対象として広報を行うこととする。

情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、わかりやすい広報に心がけるとともに、視聴覚障害者、外国人等にも配慮し、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等の協力を得る。

2. 所在・関係周辺市町村の行う広報

(1) 市長は、あらかじめ作成する広報文例及びQ&A集に従い、市の状況に応じ次の事項について広報を行うものとする。

- ①事故の状況及び環境への影響とその予測
- ②国、県、市町村及び防災関係機関の対策状況
- ③市民のとるべき行動の指針及び注意事項
- ④避難のための一時集合場所及び避難所
- ⑤その他必要と認める事項

(2) 市長は、防災行政無線、ホームページ、広報車、立看板等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。

3. 事故の各段階に応じた広報

(1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確な広報を行うとともに、定期的な広報に努める。

- ①事故発生時
- ②施設敷地緊急事態発生時（本部設置時）
- ③応急対策実施区域設定時
- ④事故等の状況変化があった場合
- ⑤緊急時モニタリング結果が集約された場合
- ⑥放射性物質の放出等の状況変化があった場合

(2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。

- ①事故の状況、県の対応状況等、多くの情報を提供する場合や、市民に一般的な注意を促す場合には、テレビ、ラジオ等を活用する。
- ②市民に避難・屋内退避等の具体的な行動を求める指示等を行う場合には、確実に伝達す

るため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回させる。

(3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

①事故発生後、初期の段階

「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。

②市民に具体的な行動を求める段階

ア 対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に、重点的な広報を行う。

イ 対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。

③避難・屋内退避等の市民に求める行動が地域に応じて異なる場合

ア それぞれの措置の相違を具体的に説明する。

イ それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。

④避難所等における広報

退避所、一時集合場所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。

第 12 節 飲食物等に関する措置

1. 暫定飲食物摂取制限

知事は、国の指示又は独自の判断により、OILの値を超える地域を特定し、一時移転の措置を講じた場合は、併せて当該地域の生産物の摂取を制限するよう市町村長に対し指示するものとする。

2. 飲食物等の摂取制限

知事は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、速やかに次の措置を講ずるものとする。

表 5.12.1 飲食物等の接種制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定 注 1)			防護措置の概要
		核種	飲料水 牛乳・乳性品	野菜類, 穀類, 肉, 卵, 魚, その他	
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg 注 2)	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	

注 1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

注 2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：茨城県地域防災計画 原子力災害対策計画編，令和 5 年 1 月)

(1) 飲料水に関する措置

市長は、本部長知事の指示により、当該区域内住民の汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講じる。

(2) 食料等に関する措置

市長は、本部長知事の指示により、当該区域内の住民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じる。

(3) 飲料水及び食料等の供給

市長は、本部長知事の指示により、飲料水あるいは食料等の摂取制限等の措置を指示したときは、本部長知事、所在・関係周辺市町村長及び防災関係機関の長と協力して必要な飲料水、食料等の確保・供給に努める。

第 13 節 被害状況の調査等

1. 市民の登録

市は、国及び県と連携して、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に受入れた市民について、あらかじめ定める記録票により登録する。

2. 被害調査

市長は、国及び県と連携して、次に掲げる事項に起因して市民が受けた被害を調査するよう当該市町村長に指示する。

- (1) 避難・屋内退避等の措置
- (2) 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- (3) 立入禁止措置
- (4) その他必要と認める事項

3. 汚染状況図の作成等

市は、国及び県と連携して、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料及び記録を整備するものとする。

4. 被災者の生活の支援

市は、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国及び県と連携するとともに、他市町村及び関係機関と協力し、必要に応じ、義援金の募集・配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるよう次のような窓口を設置する。

(1) 市民相談総合窓口の設置

市民からの健康上の相談、放射能の影響、損害賠償関係、農作物の汚染など、各種相談に対応するために、総合窓口を設置する。

(2) 被災中小企業者、農林水産業者への支援

被災中小企業者、農林水産業者に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、相談窓口を設置する。

(3) 損害賠償関係

損害賠償が迅速、的確に行われるよう対策窓口を設置する。

第 14 節 市民等の健康影響調査等の実施

1. 健康影響調査・健康相談

- (1) 市は、国及び県、所在・関係周辺市町村長とともに、防護対策を講じた地域住民等に対して、支援・研修センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談を実施する。
- (2) 健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

2. 飲料水・食品の安全確認

市は、飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、必要に応じ、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確認する。

3. 物価の監視

市は、国、県及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。